

事務事業分析シート（令和7年度）										No1	
事務事業コード		08-05-01			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		身体障害者手帳の交付			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
					担当者名		渡辺		内線	2686	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）											
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度			根拠法令等		身体障害者福祉法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市							
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		07 障がい者の相談・支援体制の充実							
目的		身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。 身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。									
対象者等		身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・令和7年3月末現在数：6,540人（18歳未満含） 肢体不自由：2,910人、視覚障がい：526人、聴覚・言語機能障がい：850人、内部障がい：2,254人									
内容		【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級） 【取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障がい者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。 【交付事務の流れ】 身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由し、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めたときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合等は、上記と同様手続きで再交付（更新）申請ができる。									
経過		憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等）に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加 平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）が、手術後の状態が安定した時点での認定に変更された。									
必要性		身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、法の適用者たる身分を証明するものである。法に基づく制度であるため、本事業は今後も必要である。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)					
	① 交付件数(件)	369	448	584	470	460					
	② 年度末手帳所持者(人)	6,707	6,798	6,540	6,680	7,000					
③											
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
7年度		8年度									
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。							

(単位：千円)

備

都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題

1

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		08-05-02		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		愛の手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
				担当者名	沖山	内線	2686	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）								
事務事業の種類		☒ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 42 （ 1967 ） 年度	根拠法令等	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱					
終期設定	☐ 有 ☒ 無 （ ） 年度							
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。							
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 令和7年3月末現在：1,640人（18歳未満含） 1度：59人 2度：335人 3度：361人 4度：885人							
内容	【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度） 【手帳取得目的】手帳は知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。 【手帳交付事務の流れ】 ①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 (18歳未満は荒川区子ども家庭総合センターへ、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターへ申請する) ②荒川区子ども家庭総合センター又は東京都心身障害者福祉センターは面接検査を行い、障害程度を判定する。 ③区は交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 ④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。							
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 令和 2年 7月 荒川区子ども家庭総合センター開設							
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 交付件数（人）	42	53	49	51	50		
	② 年度末手帳所持者数（人）	1,609	1,637	1,640	1,650	1,660		
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	従来通り業務に滞りがないよう、緊密に連携を図っていく。				従来通り業務に滞りがないよう、緊密に連携を図った。			法改正等の大幅な変更は無いので、従来通り業務に滞りがないよう、緊密に連携を図っていく。	
②									
③									
他区の状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議会（要旨）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-03		戦略プラン	☒ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☒ 人事
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	曲田		内線	2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。						
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。7年3月末日現在の手帳所持者数：3,205人（内訳1級：132人 2級：1,531人 3級：1,542人）※参考：自立支援医療制度受給者5,009人（7年3月末時点）						
内容	【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。 【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるため。税の減免や、都営交通の無料乗車証、NHK受信料免除（区民税非課税世帯）、生保受給者への加算措置（1級・2級）、心身障害者医療費助成制度（マル障）および心身障害者福祉手当（1級） 【手帳交付事務の流れ】 ①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する ③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す ※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月半を要する						
経過	平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象） 平成22年 3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正 平成23年 4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を同日にできる。 平成26年 4月 性同一性障害の方に配慮し性別欄を削除し、同時に自立支援医療受給者番号削除 平成28年 1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始 平成31年 1月 手帳1級所持者に心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象が拡大される。 令和 6年 4月 手帳1級所持者に心身障害者福祉手当を支給（月額9,500円） 令和 7年 4月 J R等旅客運賃の割引開始（1級は旅客運賃減額第1種、2・3級は第2種）						
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 経由事務のため、予算措置なし。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 手帳所持者数（人）	2,843	3,024	3,205	3,386	3,585	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

診断書を添付し申請した手帳所持者で、自立支援の新規・再開申請時に手帳の写しで申請できることを周知徹底する。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	手帳による福祉サービス利用等について、申請者へ説明を徹底する。	手帳による福祉サービス利用等について、申請者へ説明を徹底した。	診断書を添付し申請した手帳所持者で、自立支援の新規・再開申請時に、手帳の写しで申請できることを周知徹底する。
②			
③			

他 施 区 状	(实施 法定事務	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------------------	--------------	----	---	-----	---	---	----	---	-----

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	曲田		内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）								
事務事業の種類			☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 40（ 1965 ）	年度	根拠法令等	障害者総合支援法第52条、第53条				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）年度						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。							
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）							
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受理し、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。							
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者について自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。 平成24年4月 荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始 平成25年4月 根拠法令改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法） 平成28年1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始。 平成29年11月 マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。 令和 2年5月 コロナ拡大防止のため、有効期間が1年間延長となる（令和4年2月末で延長期間終了）							
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。							
実施方法	☐ 1直営（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 令和6年度交付金 5,192,508円							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 新規・再開・更新・変更届（件）	7,233	8,470	8,099	8,532	10,501		
	② 受給者数（年度末現在）（人）	4,765	5,053	5,009	5,131	5,971		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

申請の際に、保険証の変更等があった場合、速やかに届け出をするよう説明する。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	申請後、受給者証が届くまでに時間を要しているため、今後も継続して、その期間の受診等について統一した説明を行う。			申請後、受給者証が届くまでに時間を要しているため、今後も継続して、その期間の受診等について統一した説明を行った。				申請の際に保険証の変更等があった場合、速やかに届け出をするよう説明する。	
②									
③									
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 経由事務（法定事務）								
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成28年度9月会議 「精神医療の実態把握及び指導強化について」								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	難病医療費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	高橋	内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）							
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。						
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 令和7年3月末日現在 認定者数2,664名						
内容	国指定：348疾病、都指定：8疾病 合計：356疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。 自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円 高額かつ長期により軽減の制度あり ※国指定疾病のみ生活保護受給者対象 〔申請手続き〕 1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約3ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。 2 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業他						
経過	平成29年11月 マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。 12月 平成27年1月1日に開始した経過措置期間が満了となる。 平成30年12月 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変医療費助成制度）開始。 令和 2年 5月 コロナウイルス感染拡大防止のため、有効期間が1年間延長になる。 令和 3年11月 国の指定難病の追加（5疾病）があり、338疾病となる。 令和 5年10月 難病法改正に伴い、医療費助成の開始日が遡及可能となった。 令和 6年 4月 国の指定難病の追加（3疾病）があり、341疾病となる。 指定難病要支援者証明事務（「登録者証」）が開始。 荒川区にて難病患者等通院助成金交付事業を開始。 令和 7年 4月 国の指定難病の追加（7疾病）があり、348疾病となる。 障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、376疾病となる						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 経由事務のため予算措置無し。東京都から受理事務手数料あり 令和6年度都交付金（取扱件数3,551件分）2,044,804円						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 難病認定者（人）	2,595	2,612	2,664	2,800	3,000	
	② 申請（件）	3,047	3,187	3,356	3,500	3,500	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	患者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	都の經由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。事務分担の見直しにより効率化を図ったため、給与関係費は減となった。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	年々増加する申請件数に対応するため、より効率的な受付体制を整えていく。	難病担当職員を増員し、窓口事務及び内部処理等を複数の職員が対応出来るよう体制を整えた。	繁忙期や職員が手薄な時でも対応出来るよう、現在各自携帯しているマニュアルを読み込み精度をあげていく。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
経由事務			
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和3年度2月会議 「難病支援策として、①公共サービス(施設)利用料金②福祉タクシー利用券の支給について」 令和4年度11月会議 「難病支援策として、①福祉タクシー利用券の支給について②障害者雇用の促進について③患者同士の交流の場の確保について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	島田	内線	2694	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）							
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 39	（ 1964 ）	年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則 等		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）						
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明シール）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月 1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生日末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生日末への移行が完了となる。 令和元年9月～ 【有料道路】 障害者手帳のカード化に対応するため、紙様式及びカード様式ともに、従来のスタンプの押印からシール貼付に変更となる。 令和5年3月～ 【有料道路】 1人1台要件が緩和され、登録していない車（知人の車、レンタカー、タクシー等）でも割引対象となった。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 都営交通無料乗車券は交通局から発行手数料（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）があり、障害サービス事務費へ財源充当している。（令和5年度決算額 62,100円）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 無料乗車券交付件数(件)	1,361	1,159	1,260	1,200	1,785	
	② 有料道路割引取扱件数(件)	477	539	500	500	650	
③ 民営バス運賃割引証交付件数(件)	45	60	70	80	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					
障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。							

(単位：千円)

問題点・課題

都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

備考	
問題点・課題	心身障がい者が都営交通無料乗車券を漏れなく利用できるよう、適切な案内が求められるとともに、適宜交付状況を把握していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	都営交通無料乗車券の交付チェックを定期的にしていくことで漏れのないように努めていく。	昨年同様、都営交通無料乗車券の交付状況を定期的にチェックすることで対象者に漏れのないよう交付することができた。	利用者が滞りなくサービスが受けられるよう窓口での乗車券の交付案内の際に、利用方法を適切に伝えるように努めていく。
②			
③			
他区の 実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	東京都の経由事務		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費 支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	藤島・對馬	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	障害者施設介護・訓練等給付費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	・障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかったり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 ・進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。							
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者							
内容	1 介護給付費 ①療養介護… 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。②施設入所支援… 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。③生活介護… 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 2 訓練等給付費 ①自立訓練… 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。②就労移行支援… 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。③就労継続支援… 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。A型（雇用型）とB型（非雇用型）がある。④就労定着支援… 一般就労移行者の移行後の生活面に係る支援を行う。 ※利用者負担額：施設入所は、生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と自己負担割合相当額（1割）を比較して低額な方。ただし通所・在宅サービスは、区独自軽減策により3%負担。							
経過	昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始 平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ 平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 ※同10月全面施行 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成30年 4月 障害者総合支援法改正により、新たなサービス「就労定着支援」の追加 令和3年 4月 報酬改定 令和6年 4月 報酬改定							
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	療養介護対象者数(人)	16	17	16	17	21	
	②	施設入所者数(人)	113	120	116	117	155	
	③	施設通所者数(人)	821	852	840	837	900	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		1,658,497	1,763,118	1,828,155	1,925,927	1,930,209	2,069,224	2,169,051
決算額（7年度は見込み）		1,636,811	1,746,259	1,825,251	1,849,991	1,923,401	2,048,390	2,169,051
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	療養介護対象者数(人)	20	18	18	16	17	16	17
	施設入所者数(人)	151	144	137	113	120	108	117
	施設通所者数(人)	816	777	786	821	852	840	837

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自立支援給付費	1,923,401	扶助費	自立支援給付費	2,048,390	扶助費	自立支援給付費	2,169,051

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	941	679	▲ 262	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	974,393	1,043,695	69,302
	維持補修費	0	0	0	都支出金	485,258	519,940	34,682
	扶助費	1,923,401	2,048,390	124,989	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,459,651	1,563,635	103,984
	賞与・退職給与引当金繰入額	186	95	▲ 91	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 464,877	▲ 485,529	▲ 20,652
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,924,528	2,049,164	124,636	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 464,877	▲ 485,529	▲ 20,652
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 464,877	▲ 485,529	▲ 20,652

備考	行政費用のうち扶助費の増は、利用時間および回数の増に伴うものである。
問題点・課題	区内の就労系事業所数が年々増加傾向にあり、新規開設にあたっては安定した利用者の確保と運営が求められる。そのため、区の現状や利用者の状況を把握し、事業所に対して情報提供できるようにする必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業所の増加に伴い、安定的な運営等のため、開設相談に際して適切に情報提供ができるよう利用者のニーズを把握する。	就労支援センターや作業所ネットワーク会議などを通じて利用者のニーズ把握に努めた。	事業所が安定して運営できるよう、利用者ニーズの情報提供等の支援を適宜行っていく。
②			事業所へ区独自利用者負担軽減制度を含めた制度全体の説明を徹底し、更なる誤請求件数の減少を目指す。
③			

他状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
法定事業	
議（要質問状	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	藤島・対馬		内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	障害者総合支援法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。						
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない部分については、必要に応じ障害福祉サービスで上乗せの対象とする。						
内容	【支援の種類（介護給付）】 ・ 居宅介護（障害支援区分1以上※ただし、通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）…自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う。（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助） ・ 重度訪問介護（障害支援区分4以上）…重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行う。 ・ 行動援護（障害支援区分3以上であって、行動関連項目等の合計点数が10点以上）…自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う。 ・ 同行援護（障害支援区分不要※ただし、調査票の項目に該当する場合に対象となる）…視覚障がいや移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う。 【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と自己負担割合相当額（1割）とを比較して低額な方。ただし、区独自軽減策により3%負担						
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付） 平成18年10月 日常生活支援⇒重度訪問介護 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成29年 4月 報酬改定 平成30年 4月 報酬改定 令和元年10月 報酬改定 令和3年 4月 報酬改定 令和4年10月 報酬改定 令和6年 4月 報酬改定						
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務の大部分を委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 居宅介護 利用実人数(人)	453	498	469	476	500	
	② 重度訪問介護 利用実人数(人)	28	32	31	30	35	
③ 同行援護・行動援護 利用実人数(人)	91	93	92	92	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	心身障害者(児) が在宅生活を送るために推進していく。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		651,580	633,361	680,234	735,705	831,763	939,091	1,001,728
決算額（7年度は見込み）		643,419	621,338	660,806	734,826	831,762	932,539	1,001,728
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	居宅介護 利用時間数（時間）	71,638.8	70,458.3	68,021.5	78,593.75	81,111.25	77,943.5	94,198.8
	重度訪問介護 利用時間数（時間）	57,132.4	71,540.0	66,559.0	79,018.0	93,876.0	94,001.0	119,161.0
	同行援護 利用時間数（時間）	18,556.1	22,149.5	20,574.0	25,308.0	26,762.0	24,432.5	30,393.5
	行動援護 利用時間数（時間）	654.0	798.5	1,250.0	1,401.0	1,412.0	1,557.5	1,925.9

[illegible]

(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額	
	給与関係費	724	2,037	1,313	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0		国庫支出金	336,277	360,248	23,971
	維持補修費	0	0	0		都支出金	205,980	237,764	31,784
	扶助費	831,762	932,539	100,777		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	542,257	598,012	55,755
	賞与・退職給与引当金繰入額	143	284	141		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 290,372	▲ 336,848	▲ 46,476
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	832,629	934,860	102,231	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 290,372	▲ 336,848	▲ 46,476		
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 290,372	▲ 336,848	▲ 46,476		

備考	行政収入については、扶助費の費用の2分の1を国（国庫支出金）が、4分の1を都（都支出金）が負担している。扶助費について、対象者及び利用の増加に伴い増加している。
----	--

問	区独自の利用者負担軽減制度の理解が事業所ごとに差がある。
---	------------------------------

問題点・課題の改善策										
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続き制度理解が不十分な事業所 に対し、継続して審査業務時に制度 の説明等を丁寧に言い、理解促進を 図る。			請求審査時の連絡及び制度説明を徹 底した結果、誤請求の件数が減少傾 向となった。			事業所へ区独自利用者負担軽減制 度を含めた制度全体の説明を徹底 し、更なる誤請求件数の減少を目 指す。			
②										
③										
他区の実 施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）	
議会質問状 （要旨）										

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
	業		担当者名	矢部	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-03	グループホーム事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者グループホーム支援事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の地域社会における自立した生活の促進を図る。							
対象者等	【サービス利用対象者】 日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【運営費助成対象者】 指定を受けたグループホーム事業者							
内容	【運営費の助成】 ・支給決定した障がい者が共同生活援助サービスに要した費用（9割）を、事業者訓練等給付費として支給する。（都内事業者に対しては、訓練等給付費の他、運営助成として都加算を行う） ・グループホームを新設又は増設する事業者に対し、開設準備経費を助成する。 基準額：309,000円（備品購入費、備品購入に伴う設備設置費） 【入居者の家賃助成】 <知的・身体障がい者・難病患者> ①所得月額73,000円未満…月額24,000円を限度に本人に助成 ②所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 <精神障がい者> 施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費							
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年 4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年 4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、(略称)障害者総合支援法となる 平成26年 4月 ケアホームがグループホームに一元化、報酬改定 平成30年 4月 報酬改定 平成31年 1月 都加算単価改定、要綱改定 令和元年10月 報酬改定 令和 3年 4月 報酬改定、都要領及び区要綱改正 令和 4年10月 報酬改定 令和 6年 4月 報酬改定							
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【支給決定・支払】 直営 【共同生活援助サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	グループホーム入居者実人数(人)	236	260	292	320	283	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			595,092	635,807	657,072	695,034	735,642	823,518	906,066
決算額（7年度は見込み）			577,974	621,449	645,308	688,433	735,634	817,808	906,066
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	グループホーム入居者実人数（人）		198	215	223	236	260	292	320
	家賃助成対象者（人）		96	100	103	92	105	111	120
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	国単価、都加算、家賃助成	735,634	扶助費	国単価、都加算、家賃助成	817,808	扶助費	国単価、都加算、家賃助成	906,066	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,493	1,019	▲ 2,474	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	311,444	326,768	15,324
		維持補修費	0	0	0		都支出金	155,899	159,008	3,109
		扶助費	735,634	817,808	82,174		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	467,343	485,776	18,433
		賞与・退職給与引当金繰入額	688	142	▲ 546		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 272,472	▲ 333,193	▲ 60,721
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	739,815	818,969	79,154	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 272,472	▲ 333,193	▲ 60,721		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 272,472	▲ 333,193	▲ 60,721		

備	行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによるものである。
---	--

備考

問題点・課題

- ・グループホームの新規開設及び増設に当たっては、開設以降の安定的な運営を確保できるよう、区内グループホームの利用状況等や開設準備経費助成金について相談者に対して適宜情報提供を行うとともに、事業計画が区のニーズに即したものであるか確認を行う必要がある。
- ・R7年度から義務化された事業者による地域連携推進会議の開催について、事業者が適切に実施できるよう引き続き周知を図るとともに、区が推進員に選出された場合は、適切に対応することが求められる。
- ・グループホームの適切な利用について、利用者や保護者に対して改めて周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	定期的に入居者数の把握に努め、事業者間だけではなく関係機関と連携しニーズの把握を行っていく。	定期的に入居者数の把握を行い、事業者やケースワーカーなどへ周知を図った。	引き続き定期的に入居者数の把握に努めるとともに、関係機関への情報提供を行いながら入居に繋げていく。
②	報酬改定における問合せに対しては、情報を正確に把握し必要に応じて広報媒体を活用するなど適切に対応していく。	報酬改定における問合せに対して適切に情報提供を行い、義務化された地域連携推進会議について事業者・地域関係者に周知した。	地域連携推進会議について事業者のフォローを行うとともに、推進員の視点をもって、会議に参加していく。
③	適切な利用に繋げるため、利用者や保護者に対して利用方法を周知していく。	事業者からグループホーム利用について実態の聞き取りを行った。	他自治体の動向を踏まえながら、適切な利用に繋げるための方法を検討する。
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区 法定事業	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成27年度 6月会議 平成28年度 9月会議 平成28年度 11月会議 平成29年度 6月会議	「障害者支援について（グループホームの充実）」 「日暮里地区のグループホーム早期開設ほか」 「障がい者施設に関する支援について」 「区独自の運営費補助について」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	短期入所給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	矢部	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-04	短期入所事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、短期入所施設を利用することで家族の負担軽減を図るほか、短期入所事業に要する経費に対し、一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。						
対象者等	【短期入所サービス利用対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。 【運営費助成対象者】指定を受けた短期入所事業者						
内容	【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。 【利用者負担】 障害福祉サービス費の10%を負担するが、区の独自軽減策により利用者負担割合を3%としている。 【運営費助成】 ・支給決定を受けた障がい者（児）が短期入所サービスに要した費用（9割）を事業者に介護給付費として支給する。 ・障害支援区分及び事業者の級地区分に利用日数を乗じた額の加算を行う。（都加算）						
経過	平成21年 4月 報酬改定 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、（略称）障害者総合支援法となる 平成26年 4月 消費税率改定による報酬改定 平成27年 4月 報酬改定 平成30年 4月 報酬改定（利用日数等に制限設定） 令和元年10月 消費税率改定による報酬改定 令和3年 4月 報酬改定 令和3年12月 報酬改定 令和4年10月 一部報酬改定 令和6年 4月 報酬改定						
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図るために必要な事業である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【支給決定・支払】 直営 【短期入所サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用者数（人）	117	136	158	187	157	
	② 利用総日数（日）	7,622	8,110	8,641	9,935	10,019	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち扶助費の増は、報酬改定及び利用総日数の影響によるものである。

・令和6年度に行われた報酬改定の内容や新規開設相談などの問合せが想定されるため、適切に対応できるよう、制度内容や区の需要等の現状を把握しておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	報酬改定の件で問合せが増加することが考えられるため、必要に応じてHPを活用する等して適切に対応していく。	必要に応じて都に確認をしながら、事業者に対し適切に対応することができた。	事業者の問合せに適切に対応するため、区における需要の把握に努めるとともに、本事業の制度理解を深めていく。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	塚越	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障害福祉サービス等の利用や、単身障がい者が地域生活を送るための相談支援事業等に対して相談支援給付費を支給し、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支える支援体制の強化を図る。						
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域生活への移行・定着に際し、支援が必要な障がい者 【自立生活援助】施設やグループホームの利用経験がある居宅生活の障がい者						
内容	【計画相談支援】障害福祉サービス等の利用希望者（セルフプラン希望者を除く）は、区にサービス利用申請を行い、指定特定・指定障害児相談支援事業者から、生活環境やサービスの利用意向等を勧誘して利用サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成を受ける。また、区からの支給決定後は、モニタリングと呼ばれる、サービス内容を活用できているかどうかの確認を定期的に行い、必要があれば計画内容を変更する。 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が地域で暮らせるよう支援する。 ○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 ○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。 【自立生活援助】居宅訪問等により障がい者の生活状況を把握・確認し、必要な助言を行う。						
経過	平成26年 アクロスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 ソラティオ23で特定相談支援事業（令和元年8月障害児相談支援事業）開始 （旧・相談支援センターあらかわ）、障害者福祉課・宮本相談支援センター・トラム相談支援事業所にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成28年 荒川自立支援センターにて障害児相談支援事業開始 平成29年 オフィスサプライ相談支援事業所にて特定相談支援事業開始 平成30年 相談支援事業所荒川愛恵苑で特定相談支援事業開始 令和元年 Cocorport相談支援室日暮里で特定相談支援事業開始（旧・Grow日暮里） 令和 2年 おぐの相談室で特定相談支援・障害児相談支援事業開始 令和 5年 荒川区立心身障害者福祉センターで障害児相談支援事業開始 令和 7年 相談支援事業所体制整備補助事業開始						
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① サービス利用支援等件数(件)	5,042	5,776	7,161	7,250	6,500	
	② 地域移行支援件数(件)	6	11	7	15	50	
	③ 地域定着支援件数(件)	427	575	475	500	800	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進		障がい者の安定した福祉サービスの利用及び地域生活推進のため重要な事業である。				

(単位：千円)

備考	行政費用のうち扶助費の増は、サービス利用支援等件数が増加したことによる。 行政収入は、各支出金で自立支援給付費負担金を受入れている。
----	---

問題点・課題	○〔計画相談支援〕現在、区内では10事業所が稼働しているが、計画相談支援利用希望者の中にも、人材不足によりやむを得ずセルフプランでのサービス利用となっているケースもある。漏れなく計画相談支援を利用できるよう、区内事業所及び相談支援専門員を増やしていく必要がある。 ○〔地域相談支援〕区内に2事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増加している。また、地域移行支援については、困難ケースや突発的な対応が必要となるケースが多いことから、こうした現状に対応できるよう新規事業所開設を目指していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	相談事業所の不足解消に向け、基幹相談支援センターと情報を共有しながら新規開設への働きかけを行っていく。	人材不足に対する対策として、新規開設・採用等に対する補助金制度を検討のうえ、令和7年度より事業を実施した。	新設した補助金事業について広く周知し、新規事業所の開設及び区内事業所の安定的な人材確保を目指す。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 法定事業	未実施 0 区 不明	0 区）
議会質問状況（要旨）	平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	高橋	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	障害児通所支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成				
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。						
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児						
内容	【実施内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 【利用方法】 申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払 【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円又は37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。兄弟が未就学児の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし）。ただし、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は兄弟が未就学児でなくても対象。※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）。 0～2歳の第2子以降と3～5歳の子どもの利用者負担は無料。なお、0～2歳の第1子についても無償化予定。						
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 平成30年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス追加、報酬改定 令和元年10月 3～5歳の利用者負担無償化開始、報酬改定（消費税増税に伴う改定） 令和 2年 7月 児相の設置に伴い、児童通所支援事業所の指定業務が東京都より移管となる 令和 4年10月 報酬改定 令和 5年10月 0～2歳の第2子以降の利用者負担無償化開始（都事業） 令和 6年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス統合、報酬改定 令和 7年 9月 0～2歳の第1子利用者負担無償化開始予定（都事業）						
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間延べ利用回数（回）	54,227	53,328	58,537	64,390	59,600	
	② 事業所連絡会実施回数（回）	1	2	2	2	3	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		503,433	515,065	596,908	673,897	742,643	852,376	901,092
決算額（7年度は見込み）		491,693	507,644	596,209	664,787	741,785	848,072	901,092
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	利用回数（回）	45,720	44,458	50,136	54,227	53,328	58,537	64,390
	利用人数（人）	515	539	582	637	704	793	871
	うち児童発達支援利用者数（人）	253	260	262	283	304	335	375
	うち放課後等デイサービス利用者数（人）	250	264	299	332	372	403	459

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,534	3,395	861	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	366,551	410,755	44,204		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	187,732	201,807	14,075		
		扶助費	741,785	848,006	106,221		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	66	66		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	554,283	612,562	58,279		
		賞与・退職給与引当金繰入額	499	473	▲ 26		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 190,535	▲ 239,378	▲ 48,843		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	744,818	851,940	107,122		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 190,535	▲ 239,378	▲ 48,843		
	特別費用(g)	152,965	0	▲ 152,965	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 152,965	0	152,965	当期収支差額(e)+(h)	▲ 343,500	▲ 239,378	104,122					

備考	扶助費の増は、障害児通所給付費等の増による。 行政収入は、各支出金で障害児施設給付費負担金（国・都）、障害者施策推進包括補助（都加算分）を受入れている。
----	--

問題点	○度重なる制度改革に伴う制度の複雑化により、事業者ごとに制度の理解度に差異が生じている。 ○事業所の運営に関するトラブルや実地検査における指摘事項が増加傾向となっており、事業の質を担保するための支援が必要である。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	制度改定に関する情報や報酬算定構造の変更点等を区内事業所連絡会を通じて情報提供し、事業者の制度理解を促す。	事業所連絡会を実施し、事業者の制度理解を促した。誤請求件数は減少傾向にあり、一定の効果があったものと考えられる。	事業所連絡会の内容として、運営に関する助言や集団指導などを取り入れ、事業の質を担保していく。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 法定事業	未実施 0 区	不明 0 区）
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		08-05-13			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		コミュニケーション支援事業			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名	増田
					担当者名		矢部、對馬、河野		内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-03-01		コミュニケーション支援事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 元（ 1989 ）年度			根拠法令等		障害者総合支援法、荒川区手話言語条例			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		11 バリアフリーの推進						
目的		意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対しては手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、失語症者に対してはコミュニケーション支援者を派遣し、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び言語障がい者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。								
対象者等		手話・要約筆記者派遣：身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者、聴覚障がい者団体 コミュニケーション支援者派遣：失語症者と認められる者、失語症者当事者団体または関連団体 対面音訳者派遣：視覚障がい者								
内容		【①手話通訳者派遣・②要約筆記者派遣】 利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に東京手話通訳等派遣センターに申し込む 【③対面音訳者派遣】 派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。 ※音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。 【④手話言語条例制定記念イベントの実施】 平成30年度から実施。 実施内容は上映会、手話コンサート、手話紙芝居、手話講座、デフリンピック講演会等。 【⑤コミュニケーション支援者派遣（失語症者向け）】 利用方法 事前にアクロスあらかわに登録し、必要時に申し込む								
経過		平成元年10月 事業開始 利用回数：月2回 手話通訳者派遣に係る手続きを荒川区社会福祉協議会へ委託 平成4年4月 手話通訳者・要約筆記者派遣の利用回数：月4回まで→月10回までに変更 平成12年4月 手話通訳者へ支払う報酬 1回あたり3,000円→1時間あたり1,500円に変更 平成19年4月 委託先に(福)東京聴覚障害者福祉事業協会(東京手話通訳等派遣センター)を追加。 平成22年6月 対面音訳者派遣事業開始 平成29年4月 委託先が(福)東京聴覚障害者福祉事業協会(東京手話通訳等派遣センター)に一本化 平成30年4月 手話通訳者の報酬が最初の1時間2,000円それ以降1時間ごとに1,500円に変更 令和6年4月 手話通訳者・要約筆記者派遣利用回数の制限を撤廃 12月 失語症者向けコミュニケーション支援事業を開始 令和7年4月 手話通訳者の報酬が最初の2時間4,500円それ以降1時間ごとに2,000円に変更								
必要性		日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。								
実施方法		(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 手話通訳者・要約筆記者派遣、コミュニケーション支援者派遣（失語症者向け）→委託 対面音訳者派遣→直営								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)				
	① 実利用者数（手話通訳）（人）	39	39	39	43	60				
	② 派遣回数（手話通訳）（回）	657	707	723	757	950				
③ 登録者数（失語症者）（人）	-	-	1	3	5					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
重点的に推進		重点的に推進		障がい者の社会参加を促進するために重要な事業であり、今後も手話等の普及に資するよう重点的に推進していく。						

(単位：千円)

備考	物件費について、手話通訳者派遣の回数が増加したことにより、増額となった。行政収入は、地域生活支援事業補助を国庫・都支出金でそれぞれ受け入れている。
----	---

問題点・課題の改善策

令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	利用回数の制限の撤廃で利用方法が 変更になることから利用者及び通訳 者に対して周知を行う。	合理的配慮に基づき利用回数の制限 の撤廃を行った。また、制度の変更 については、利用者及び通訳者に対 して周知を図った。		要約筆記者派遣を含む事業者の合 理的配慮について事業者へ理解を 求めるとともに、適宜ニーズを把 握しながら事業を見直していく。	
②	把握した課題や問題点について他区 状況も鑑みながら改善していく。と りわけ通訳者の処遇について見直し ていく。	他区状況を踏まえ手話通訳者の報酬 を増額改定した。また、課題となっ ていた失語症者向けにコミュニケー ション支援事業を開始した。		失語症者コミュニケーション支援 事業の普及啓発を行うとともに、 サロンの開催を検討していく。	
③	世代を問わず、どなたでも気軽に参 加しやすいイベント内容にすること で、幅広い世代への手話の周知及び 理解へつなげていく。	手話に関する映画を上映するととも に、デフリンピックについて紹介 し、多くの方に手話の理解促進を図 ることができた。		開催を今年に控えたデフリンピッ クを広く周知するとともに、より 多くの区民が手話に親しむことが できるイベントを実施する。	
他区の実 施状況	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明
	0 区)				
議会質問状 (要旨)	平成21年度11月会議 平成28年度11月会議 平成29年度2月会議 平成29年度11月会議	「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日常生活用具給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	藤島		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-02	日常生活用具給付事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 44	（ 1969 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。 また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。 日常生活用具の給付を希望する本人または配偶者（18歳未満の障害児は住民票が同一世帯全員）のうち住民税（区民税）の所得割額が年間46万円以上の方がいる場合は対象外となる。							
内容	【給付種目】 ※令和4年4月～在宅人工呼吸器使用者への電源機器3品目を下記に加える。 ・障がい者（児） ①介護・訓練支援用具…特殊寝台（基準額：162,800円）等 ②自立生活支援用具…入浴補助用具（基準額：90,000円）等 ③在宅療養等支援用具…ネブライザー（基準額：36,000円）等 ④情報・意思疎通支援用具…ボイマルコーダー（基準額：85,000円）等 ⑤排泄管理支援用具…蓄便袋（基準額：8,858円）等 ※手帳交付前はストマ購入費助成にて助成する。 ⑥住宅改修費…小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 - 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 【給付方法】 申請に基づき、給付対象品目を給付する。用具の給付については業者に委託する。 【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。							
経過	昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正） 平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入 平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円） 平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる 平成27年 4月 品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始 令和 4年 4月 在宅人工呼吸器使用者への電源機器の給付開始 令和 6年 4月 18歳未満の障がい児に対する給付費の所得制限撤廃 令和 7年 4月 18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化 令和 7年12月（予定） ストーマ用装具及び紙おむつの給付費改定、視覚障がい者用音声式血圧計追加							
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【決定・支払】 直営 【給付】 業者委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数・児童分（件）	41	36	54	58	62	一般及びストーマ	
	② 給付件数・成人分（件）	3,102	3,175	3,152	3,228	3,281	一般及びストーマ	
	③ 給付件数・難病分（件）	12	3	7	5	10		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		日常生活用具給付事業は法定事業、ストーマ用具購入費助成は対象者の経済的負担軽減のために必要な制度であり、来年度以降も推進していく。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		38,097	37,977	40,569	45,387	38,462	40,115	41,165
決算額（7年度は見込み）		37,323	36,515	39,950	39,628	37,497	39,034	41,165
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	給付件数・児童（件）	14	31	31	41	36	54	58
	給付件数・成人（件）	3,161	3,194	3,314	3,102	3,175	3,152	3,228
	給付件数・難病（件）	9	7	6	12	3	7	5
	ストーマ購入費助成（件）	46	43	43	29	38	35	41

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,389	2,173	▲ 216	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	15,794	10,975	▲ 4,819		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	7,900	5,487	▲ 2,413		
		扶助費	37,497	39,034	1,537		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	23,694	16,462	▲ 7,232		
		賞与・退職給与引当金繰入額	471	302	▲ 169		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,663	▲ 25,047	▲ 8,384		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	40,357	41,509	1,152	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,663	▲ 25,047	▲ 8,384					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,663	▲ 25,047	▲ 8,384					

備考	行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。 行政費用の扶助費は、成人、児童および難病のいずれも微増となったため、プラスとなった。
----	---

問題点	・利用者のニーズに応じて、用具の種目の追加について、都度検討をしていく。 ・日常生活用具給付の所得制限について、変更を検討する。 ・ストーマ装具等の給付基準額について、変更を検討する。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者から相談があった新しい用具や金額については、他区の支給状況や利用希望者の声を傾聴し、都度検討する。	本制度を必要とする方に対し、周知や案内を行い、サービスの支給につなげた。	引き続き利用者から相談があった新しい用具や金額について、他区の支給状況を確認しながら検討していく。
②	日常生活用具給付の所得制限について、対象者要件の見直しを検討する。	令和6年4月1日より、障がい児に対する給付分について、所得制限を撤廃し、利用者の拡大を図った。	令和7年4月1日より、障がい児に対する給付分について、自己負担分の無償化を行っていく。
③	受給者のニーズや他区の状況を確認しながら、ストーマ装具等の給付基準額の変更について検討する。	ストーマ装具等の給付基準額の変更について、他区の状況及び関連団体から情報収集を行った。	受給者のニーズに対し、ストーマ装具及び紙おむつの給付基準額について、増額に向けた準備を進める。
他区の実 施状況	(実施 22 区 法定事業	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 (要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	移動支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	對馬	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-03	移動支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 61	（ 1986 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）移動支援費支給事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。							
対象者等	①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設、都内の特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者							
内容	【事業の位置付け】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施 【実施方法】 個別支援型 （ガイドヘルパーがマンツーマンで移動介助及び移動中の日常的な介助を行う） 【内容】 以下に掲げる移動時における移動介助及びこれに不随する日常的な介助を行う。 （1）病院等への通院（2）公共機関、金融機関等での手続き（3）文化教養及びスポーツ活動 （4）特別支援学級等への通学、通所等（5）冠婚葬祭（6）その他区長が必要と認める外出 【費用】 利用者負担なし（本人及びガイドヘルパーの交通費等を除く） 【利用方法】 申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用							
経過	昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始 平成14年10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始 平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行 平成18年10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行 平成23年10月 法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行 令和 3年 4月 サービス単価の改定 令和 4年 4月 サービス単価の改定 令和 7年 4月 サービス単価の改定							
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 都道府県知事が指定する居宅介護における身体介護の提供事業所・荒川区社会福祉協議会							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 移動支援提供時間数(時間)	84,048	88,839	87,390.5	96,067	104,842		
	② 身体介護を伴う移動支援提供時間数(時間)	73,785	77,762	78,075	85,499	92,261		
③ 身体介護を伴わない移動支援提供時間数(時間)	10,263	11,078	9,315.5	10,568	12,581			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		障がい者の社会参加を促進するために必要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			324,784	280,902	321,665	339,106	366,441	369,095	405,691
決算額（7年度は見込み）			315,761	260,452	301,640	336,792	362,748	364,885	405,691
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	移動支援利用時間数（時間）		91,612	73,328	76,578	84,048	88,839	87,390.5	96,067
	移動支援実利用者数（人）		493	417	423	461	496	509	520
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	移動支援	362,748	扶助費	移動支援	364,885	扶助費	移動支援	405,691	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	10,136	6,112	▲ 4,024	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	101,993	107,643	5,650
		維持補修費	0	0	0		都支出金	56,497	59,481	2,984
		扶助費	362,748	364,885	2,137		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	85	85
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	158,490	167,209	8,719
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,998	851	▲ 1,147		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 216,392	▲ 204,639	11,753
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	374,882	371,848	▲ 3,034		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 216,392	▲ 204,639	11,753
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 216,392	▲ 204,639	11,753			

備考	行政収入は、地域生活支援事業補助金（国庫支出金107,643千円、都支出金53,822千円）、障害者施策推進市区町村包括補助事業補助金（都支出金）5,659,200円を受入れた。
----	---

問題点・課題	・請求事務においては算定回数や単価の整合性の確認だけではなく、本事業の実施内容に一致しているか否かについて、実績記録票の内容を確認しながら正しく審査する必要がある。 ・サービス単価を改定した場合には事業者に対し周知漏れがないよう努める必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	HPを活用する等して、請求前に事業者で確認できるような仕組みを作りを検討する。	HPの公開内容の点検を行った。単価改定について、請求前に事業者へ周知をすることができた。	利用者の需要や事業者の実態を踏まえ、安全かつ効率的な事業の実施方法について検討していく。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業		
議会（要旨） 質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日中一時支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	沼田		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-04	日中一時支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	（児）日中一時支援事業運営要綱等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成					
目的	特別支援学校等に通う障がい児（者）に対し、下校後において、交流や創作活動を行う場を提供するとともに、親の就労促進及び家族の休息を支援する。							
対象者等	荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中に介護する者がいない障がい児（者）及び介護者のレスパイトを要する対象者。放課後や夏休み等、長期休暇中に活動場所が必要な障がい児（者）を対象とする。							
内容	実施内容：障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う。 供給関係：利用対象者は、日中一時支援を利用している間においては、訪問介護サービスその他の居宅支援サービス等を利用することができない。 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）【委託】 ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）【委託】 ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（令和7年3月末現在都内2ヶ所）							
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始							
必要性	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がい児（者）の活動場所の確保のため必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（社福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① おぐのあかり 延べ利用者数（人）	364	236	317	320	350		
	② スニーカー 延べ利用者数（人）	1,280	1,149	1,006	1,000	1,000		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続	継続		障がい者等の活動場所の確保や家族の休息等を支援するために必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費は、2施設への日中一時支援委託料となっている。 行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
----	---

考	
問題	障がい児（者）への活動場所の提供と家族の一時的な休息を支援していく中で、安全性を第一としながら障がい児（者）がより快適に過ごすことができる活動環境の提供が求められる。

点・課題										
問題点・課題の改善策										
	令和6年度に取り組む具体的な改善内容				令和6年度に実施した改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	引き続き利用者がより安全・快適に過ごせるよう活動スペースの環境整備を行っていく。				事業者と情報共有を行いながら、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい体制づくりを検討した。			利用者のニーズに沿ったレスパイトサービスの提供に向け、環境整備を行っていく。		
②										
③										
他区の実況 （要旨）	（実施 19 区 未実施 0 区 不明 3 区） 【指定管理】中央区、品川区（一部委託有）、江戸川区（一部委託有）【委託】渋谷区、千代田区、港区、新宿区、墨田区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区【補助】世田谷区、北区【協定】台東区、豊島区【事業者登録】文京区【指定】板橋区									
	○令和2年2月議会 西日暮里六丁目施設の防火扉について									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	訪問入浴サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	中嶋		内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-05	訪問入浴サービス事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	(1985)	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱等		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。						
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。						
内容	①入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） ②入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 ③入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施） ④利用者負担は入浴サービスについてはなし						
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増→平成元年 4月年24回に増→平成4年 4月年30回に増→平成6年 4月年36回に増→平成18年 4月年52回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上） 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぽぽセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成19年 4月 地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。 令和7年 4月 時間区分が異なる2事業者に委託する方法に変更 一次（午前8時30分～午後5時30分）、二次（午後3時～午後7時）						
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指名競争入札による。平成17年度から令和元年度までアースサポート株式会社に委託。令和2年度から4年度まで株式会社愛和に委託。令和5年度及び6年度はアースサポート株式会社に委託。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 延べ入浴利用回数（回）	566	658	578	635	720	R7の一次603回、二次32回
	② 登録人数（人）	14	16	15	15	16	R7の一次14人、二次1人
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	心身障がい者の福祉向上を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用については、訪問入浴サービスの業務委託料（物件費）の割合が高い。物件費は、訪問入浴の利用実績回数減により489千円の減となっている。行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受けて入れている。
----	---

問題点・課題
訪問巡回入浴の延べ実施回数及び登録人数は、令和2年度及び3年度に施設入所や入院等で利用者の減少があったものの、令和4年度及び令和5年度に再び利用者の増加があった。今後も利用者の増加が見込まれる。訪問入浴の利用者のニーズの把握に努めた結果、夕方の時間帯に入浴を希望する方がいることが判明した。夕方の時間帯を希望する方への対応も可能にするのが課題であり、引き続きニーズに合った、必要なサービスを提供していく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者の細かいニーズ把握を行って いくとともに、より多くの方の利用 に向けて検討する。	利用者の細かいニーズの把握に努め た。特に夕方の時間帯に入浴を希望 する方が利用できるよう、事業者の 選定等の検討を進めた。	ニーズ把握をもとに、より多くの 方が利用できるようにするため に、時間区分が異なる2事業者と 契約をした。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状 (要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事																				
事務事業名	手話講習会事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田																					
			担当者名	高橋	内線	2693																					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-06	手話講習会事業費																									
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																										
開始年度	昭和 61	（ 1986 ）	年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領																						
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等																							
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画																					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																								
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																								
	施策	11	バリアフリーの推進																								
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。																										
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。																										
内容	・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークル関係者 ・受講者 区報等による公募 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>初級コース（昼・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>中級コース（昼・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各30名程度</td> </tr> <tr> <td>上級コース（昼・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）</td> <td>40回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話体験会（未経験者を対象）</td> <td>3回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> </table>							初級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各50名程度	中級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各30名程度	上級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話体験会（未経験者を対象）	3回	（1回2時間）	定員各20名程度
初級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各50名程度																								
中級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各30名程度																								
上級コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度																								
手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	40回	（1回2時間）	定員各20名程度																								
手話体験会（未経験者を対象）	3回	（1回2時間）	定員各20名程度																								
経過	平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回→30回） 平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000→11,500円、助手：3,000円→5,750円 ※中級と同額） 平成28年 4月 回数増 初級～上級（30回→40回） 通訳養成（20回→30回） 平成29年 4月 開講時間の一部見直し（一部コースの昼開講を朝開講へ変更 養成：夜開講→昼開講） 平成30年 4月 養成コースの充実（夜コースを追加、回数増：30回→40回） 手話体験会：年3回（未経験者を対象） 令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手話講習会は中止（手話体験会は実施） 令和3年 対面による講習会の他、オンラインによる講習会を実施 令和6年 12月 手話通訳者全国統一試験を導入																										
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話通訳奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。																										
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【委託先】荒川区社会福祉協議会																										
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																				
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)																					
	① 初級・中級コース修了者数(人)	59	91	76	85	85	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標																				
	② 上級・奉仕員養成コース修了者数(人)	9	6	7	15	24	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標																				
	③ 手話通訳者登録数(人)	0	1	2	3	3	上級・養成コース修了者が手話通訳者として登録する指標																				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																									
7年度		8年度																									
継続		継続																									
手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するため、今後も手話の普及に資するよう継続して実施する。																											

[illegible]

備考	行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。R6物件費については事業費及び事務費共に増加したため増となった。
問題点・課題	○受講者数が減少しているため、ニーズに見合った講習会の実施となるよう取り組む必要がある。 ○手話通訳者全国統一試験の導入により審査基準が変更となったため、円滑な運営が求められる。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	手話の普及や講習会の受講に繋がるよう、手話体験会の内容や対象者を検討していく。			一般の方向けの手話体験会の一部を手話講習会と同時時間帯で実施するなど工夫をして、手話講習会への参加を促した。			引き続き、手話体験会の内容を検討しながら、普及啓発を行っていく。		
②	区登録手話通訳者の増加と質の維持を図るため、講習会や登録審査会の内容を見直していく。			区登録手話通訳者の増加と質の維持を図るため、手話通訳者全国統一試験を導入した。			関係機関と連携し手話通訳者全国統一試験の導入が円滑に進むよう対応すると共に、受験に向けた講習内容を検討していく。		
③									
他区の 実施状況	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議会（要旨）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	中筋		内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱等		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、福祉の増進に資することを目的とする。						
対象者等	【教習費助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得税額が40万以下の者。【改造費助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者。						
内容	【教習費助成】 （対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） 実際に要した経費の2/3と区が規定する助成限度額を比較し、少ない方を助成 （前年本人所得税額により限度額設定） 所得税非課税＝164,800円、 所得税42,000円以下＝144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内＝123,600円 ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。 持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合） 【改造費助成】 （対象経費） 自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）						
経過	【教習費助成】平成14年 6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。						
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 自動車運転教習費助成者数（人）	4	3	3	3	5	
	② 自動車改造費助成者数（人）	0	0	1	1	2	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	心身障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用（扶助費）については、自動車運転教習費助成が大半を占めている。

自動車教習費助成及び自動車改造費助成を受けるにあたっては、事前に申請が必要であり、助成額においては、実際に要した対象経費の2/3と区の助成限度額を比較しどちらか少額な方が助成される等、当事業の概要を理解しやすいよう示す必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	窓口での相談でも手続きや助成額等について、利用者が理解しやすい案内となるよう努める。	利用者からの疑問点に対しても理解しやすいように案内することができた。	引き続き、利用者から質問があった際に、迅速に対応ができるように努める。
②			
③			
他区の 実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 【運転教習費助成】旧都基準上乗せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川） 【自動車改造費助成】 3区（中		
議会 （要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	基幹相談支援センター事業費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	小林	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-08	基幹相談支援センター事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	障害者総合支援法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がい者の高齢化、障がいの重複・重度化等、障がい者を取り巻く環境が複雑化しており、一般的な相談支援では対応が困難なケースを早期に適切な機関にスムーズにつなぐことのできる相談支援拠点が求められている。基幹相談支援センターは、相談等の業務を総合的に行う機関として、相談支援の中核的役割を担い、地域の相談支援体制の充実を図る。						
対象者等	障がい者当事者及び家族や障害サービス提供事業所等を含めた関係者						
内容	地域における障がい者に関する相談の支援拠点として、以下の事業を総合的に行う。 ・ 障害者総合支援法第77条の2第1項に規定する事業 (1) 総合的及び専門的な相談支援 (2) 地域における相談支援体制の強化 (3) 地域移行支援及び地域定着支援の促進 (4) 障がい者等の権利擁護及び虐待の防止 ・ 医療的ケア児等総合支援事業実施要綱（平成31年3月27日障発0327号第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の4(4)及び(7)に掲げる事業（医療的ケア児等地域コーディネーターについては「医療的ケア児等支援事業費」に予算を計上） (5) 医療的ケア児等とその家族への支援						
経過	平成29年度 自立支援協議会で「相談支援部会」が発足し、具体的な検討を開始。 具体的な体制について官民共同で検討。 平成30・31年度～ 基幹相談支援センターの実効性を高められるよう、事業者間の連携を高める取組みとして研修等を実施。 令和 2年度 エコセンター・たんぼぼセンター2Fの一部を改修して、11月に開設 令和 3年度 指定特定・指定障害児相談支援事業者が作成したサービス等利用計画のモニタリング結果について検証業務を開始。 令和 4年度 医療的ケア児等とその家族の相談に応じ、必要なサービスを紹介するとともに、必要な関係機関につなぐ医療的ケア児等地域コーディネーターを配置。						
必要性	支援困難ケースや相談先がわからない場合等の総合相談窓口や、事業者の支援する上での課題に対して、指導・助言をしてくれる拠点ができること、区全体の相談支援の質の向上が見込め、さらには困難な障がい者が安心して暮らすことができる地域につながることから必要な事業である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 委託先 社会福祉法人ソラティオ						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 相談延べ件数（件/年）	2,007	2,126	2,531	2,860	3,232	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の高齢化、障がいの重複・重度化など環境が複雑化し、また民間サービス提供事業者も増加する中、地域における相談支援の中核的役割・相談等の業務を総合的に支援するセンターの役割は重要である。					

(単位：千円)

備考	行政費用は主に物件費であり、基幹相談支援センター運営業務にかかる委託料である。行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受け入れている。
----	--

問題点	基幹相談支援センターが地域において効果的に機能するよう、障がい福祉の支援に係る関係者との連携を密にし、地域への定着を図るとともに、各相談支援事業所が担う個別の相談支援から基幹相談支援センターが担う専門的総合的な相談支援まで、地域における重層的な相談支援体制の構築が課題となる。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関係機関等との連携を図り、モニタリング検証や各種研修等により、相談支援体制の強化を行う。	地域包括支援センターや相談支援事業所等と連携し、相談支援体制の強化を図ったほか、講演会を通じて障害者差別解消の促進に取り組んだ。	地域課題の抽出を行うほか、地域の関係機関と連携を図り、重層的な相談支援体制の構築に取り組む。
②			
③			
他 区 の 実 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)		
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和2年決算特別委員会「基幹相談支援センターの運営の在り方について」 令和2年10月福祉・区民生活委員会「基幹相談支援センターの開設・運営について」 令和3年決算特別委員会「基幹相談支援センターについて」 令和4年決算特別委員会「基幹相談支援センターの実施状況について」 令和5年12月福祉・区民生活委員会「基幹相談支援センターの在り方について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	高橋		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	利用者負担軽減費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）			
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による経済的負担を軽減する。							
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅・通所系サービス対象							
内容	【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅または通所サービス系の利用者負担割合を10%から3%とする。また、所得区分に応じた利用者負担上限額が37,200円である在宅・通所サービス利用者の負担上限額を半額とする。 【高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス等給付費として支給する。 【新高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、非課税世帯対象） 65歳になるまで、5年間障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たせば、介護保険の利用者負担額を、新高額障害福祉サービス等給付費として支給する。							
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。 平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。 平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。 平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の利用者負担上限月額が0円となる。合わせて都制度が終了。 平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる。 平成30年 4月 障害者総合支援法一部改正に伴い、対象サービス追加（就労定着支援・自立生活援助）及び新高額障害福祉サービス費が開始となる。							
必要性	市町村民税課税世帯については、障害福祉サービス等を利用する際に利用者負担が発生する。障がい者が重度で多くの障害福祉サービス等を必要とする障がい者ほど、利用者負担が高額となってしまうため、充実した障害福祉サービス等の利用のためにも必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【資格決定】直営 【支払】国保連に支払委託。一部、事業所の代理請求・代理受領又は本人への直接払い。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用者負担軽減対象者数（人）	772	861	917	975	975	障がい児通所含む	
	② 高額対象者（人）	0	30	44	60	75		
	③ 新高額対象者（人）	0	0	13	26	50		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		安定したサービス利用のために必要な事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち令和6年度の扶助費の増は、高額障害福祉サービス等給付費の支給によるものである。行政収入は、自立支援給付費国庫負担金（国・都）を概算で受入れており、実績に応じて翌年度返還する。
----	--

問題点	○障害福祉サービス等の利用者増加に伴い、荒川区への請求が初めてとなる他区の事業所から、区独自助成の計算方法についての問合せが増えており、算定誤りを防ぐため、正確な制度説明を行う必要がある。 ○事業所によって、区自治体助成の算定誤りが長期間にわたる場合があり、各事業所の運営状況に応じた対応を要することがある。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	問合せが多い事項については、案内文やHP等に追加する等して正しい計算方法を引き続き周知していく。	事業者に対し、HPを活用しながら制度説明を行ったことにより、算定誤りの件数が減少傾向となって来た。	事業所の算定誤りを防ぐため、引き続き制度周知に努め、過誤対応については事業所の状況に応じて柔軟に対応していく。			
②						
③						
他区の 実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。					
議会 （要旨） 状況	平成28年度6月会議 「介護保険優先の原則を止めるよう国に求めるとともに、区としても負担軽減などの支援策を実施すること」					

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-22		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	島田	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-01	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠法令等	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度					
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住の20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。							
内容	【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 【介護回数】月12回以内 【単価】6,560円／回（自己負担なし） 【介護内容】外出介助等 【利用方法】①申請 ②審査・認定 ③登録者名簿へ記載（年度更新） ④介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） ⑤請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払 ※東京都重度心身障害者手当（6万円／月）との併給可							
経過	昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成 9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単 要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業） 平成15年 4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止 平成16年 7月 ①介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 ②介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止							
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	利用実人数（人）	0	0	0	1	1	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	重度の脳性麻痺者を介護し生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政収入は、在宅障害者福祉事業費等補助金を受け入れているが、利用がなかったことから受け入れ実績はなかった。
----	---

問題点・課題の改善策

令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	—	—		—	
②					
③					
他 区 の 実 況	（ 実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区 ） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新 宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田 金額加算:2区（北・練馬）、回数増:1区（練馬）、年齢引き下げ:2区（豊島・江戸川）				
	議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）				

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-23		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	留守番看護師派遣事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	中筋	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	荒川区重症心身障がい児者等留守番看護師派遣事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。						
対象者等	区内に住所を有する者で、次のすべてに該当する者。①18歳未満の時点で、愛の手帳（1.2度）及び身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1.2級）を取得した者、又は医療的ケアを日常的に受けている者 ②医療保険等による訪問看護を利用又は利用を予定している者 ③在宅で生活している者						
内容	【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。 【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。 【利用時間】1回あたり2時間～4時間（30分単位） 【利用時間上限】最大288時間（申請月による） 【自己負担】無料 【単価／回】〔正看護師〕17,900円～35,300円 〔准看護師〕16,160円～31,820円（利用時間による） 【研 修 会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。（不定期開催） 【事業連絡会】本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。（不定期開催）						
経過	平成21年10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催 平成23年 4月 派遣回数増（月2回→3回） 平成26年 4月 派遣回数増（月3回→週1回） 令和4年 11月 対象者に医療的ケア児を追加 令和5年 2月 在宅レスパイト・就労等支援事業補助金交付要綱（都） 一部改正 派遣時間（96時間→144時間） 令和7年 4月 派遣回数の規定を廃止 利用時間の変更（3時間以内→2時間から4時間まで、30分単位） 利用上限時間増（週3時間年間156時間→年最大288時間）						
必要性	医療的ケアを要する重症心身障がい児者及び医療的ケア児は常時の見守りが必要であり、受入が可能な短期入所施設等が限られている。そのため、介護者の負担が大きく、負担軽減の必要性は高い。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	
	① 留守番看護師実利用者数（人）	22	27	39	40	45	令和7年度から要綱改正により実績を利用時間で管理する。
	② 留守番看護師派遣時間（時間）	-	-	-	3,564	3,700	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
推進	推進		本事業の実施により介護者の負担軽減を図り、重症心身障がい児者の健康の保持と安定した地域生活を推進していく。				

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-24		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	補装具費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	藤島		内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-06-01	補装具費支給事業費					
	01-06-02	中等度難聴児補聴器購入費助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 24	（ 1949 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱等		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。 【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中重度難聴児に対しコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。						
対象者等	・身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる） ・中等度難聴児（補聴器、その付属品）						
内容	【補装具の種類】 ・視覚障がい者 … 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 … 補聴器、人工内耳、デジタル方式補聴システム ・肢体不自由者 … 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 ・難病患者 … 眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置 ・中等度難聴児 … 基準に規定する基本構造を満たす補聴器及び付属品 【支給方法】対象者からの申請に基づき、給付種目の給付に係る費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行い、本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。 【利用者負担】原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり						
経過	平成18年 4月 平成18年10月 平成22年 4月 平成24年 4月 平成25年 4月 平成25年 8月 平成30年 4月 令和 3年12月 令和 6年 4月 令和 7年 4月	利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円） 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる） 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる 法改正により難病患者を支給対象者に含める 中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定） 法改正により、貸与が補装具費の支給対象となる 中等度難聴児補聴器購入費助成要綱改正により補聴器の付属品一式が支給対象となる（ワイヤレスマイク、受信機、オーディオチュー） 法改正により障がい児の補装具購入費等における所得制限撤廃 18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化					
必要性	障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は不可欠であり、必要性は高い。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補装具交付（件）	224	243	238	241	500	成人及び児童
	② 補装具修理（件）	165	156	165	165	300	成人及び児童
③ 中等度難聴児補聴器（件）	1	2	3	5	5	令和3年度より、付属品も助成の対象に追加	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続 補装具費の支給は法定事業、中等度難聴児補聴器購入費助成事業は中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業であることから、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち扶助費の減は、交付1件当たりの単価が減少したことによる。行政収入については、扶助費の補装具費用を介護給付・訓練等給付負担金（国1/2、都1/4）で、中等度難聴児補聴器費用を障害者施策推進区市町村包括補助事業費（都1/2）で受け入れている。
----	--

問題点	・中等度難聴児補聴器購入費助成は支給対象物を拡大したため、その周知を行い、利用の拡大を図る必要がある。 ・18歳未満の障がい児の補装具給付費を無償化したため、周知を図る必要がある。
-----	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	必要な方が利用する機会を増やすため、今後より広い範囲で周知する方法を考慮し、案内していく。	利用者からの相談があった際に、適切に案内を行い、利用者の確保に繋がった。	引き続き利用者からの相談があった際には、適切に案内ができるよう他係との連携を徹底する。
②	18歳未満の支給歴のない方に対し、所得制限撤廃の案内を行う。	18歳未満の支給歴のない方に対し、所得制限撤廃の案内を行った。	引き続き、事業の周知を適切に行い、利用を促進する。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
補装具：法定事業 中等度難聴児：実施22区			
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-25		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	理美容サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	北村		内線	2694	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-01	理美容サービス事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 61	(1986)	年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	(2029)	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	理美容店でサービスを受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理美容師を派遣してサービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。							
対象者等	65歳未満で区内に住所を有し、常時寝たきり又はこれに準ずる状態にある者で、次の要件を備えるもの（1）下肢または体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者（2）知的障がいの程度が1度又は2度の愛の手帳を有する者 【所得制限なし自己負担金あり】							
内容	【実施内容】 ・理容師・美容師が対象者の自宅に出張し、理容（調髪）・美容（カット及びブロー）のサービスを行う。 【単 価】 7,000円 【自己負担金】 住民税課税の者→ 2,000円 住民税非課税者→ 1,000円 【年間交付枚数及び金額】 年間6枚 42,000円（7,000円×6枚） ただし6月以降は2か月に1枚の割合で減ずる。							
経過	平成11年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成26年4月 平成30年4月 平成31年4月 令和 6年4月 令和 7年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 自己負担金導入 理容サービスに美容サービスを追加 サービス単価を4,850円から5,000円に変更 委託先を社会福祉協議会から東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に変更。 サービス単価を5,000円から6,000円に変更 自己負担金変更 住民税課税者1,950円→2,000円 / 住民税非課税者970円→1,000円 顔そりサービスを廃止 サービス単価を6,000円から7,000円に変更						
必要性	理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を維持・向上させる上で必要である。							
実施方法	(3委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	理美容券支給者数（人）	25	27	26	26	26	
	②	利用枚数（枚）	69	56	49	62	62	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者の生活環境を維持・向上させる上で必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費は、理美容サービス業務委託料であり、令和6年度は前年度に比べ利用対象者の年間利用回数が減少したため、減額となった
----	--

問	・窓口などで適切に案内し、新たな利用者の掘り起こしが必要である。
---	----------------------------------

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	ケースワーカー等と連携し、対象となるか調査を行う。	ケースワーカーと協力して新規手帳交付時や窓口で理美容サービスの周知・案内を行った。	引き続き、漏れのないように対象となる方に声掛けをしていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議況(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-26		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	北村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 58（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11（ 2029 ）	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	寝具を洗濯乾燥することが困難な重度心身障害者に対し、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、これらの重度心身障害者の健康の保持を図ることを目的とする。							
対象者等	区内在住65歳未満で在宅の身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の方で次のいずれかに該当する方。 ①寝たきりで寝具洗濯乾燥が必要 ②一人暮らしで寝具洗濯乾燥が困難 ③家族の介護が得られず寝具の洗濯乾燥が困難							
内容	【実施方法】 ①対象者が区に利用申請する。 ②審査・決定後、受託業者に対し通知書（利用者名簿）を送付する。 ③受託業者が利用者宅から寝具を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） ④区役所地下巡視室前で専用車により乾燥消毒を行い、完了後、利用者宅へ配送する。 【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間 1回 【寝具の範囲】 常時使用する寝具1組とし1回につき敷布団 1 枚、掛布団 1 枚、毛布 1 枚、枕 1 個を限度とする。							
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成 4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止 令和 6年4月 寝具乾燥1組2,600円から2,850円に、寝具水洗い1組4,700円から5,000円に値上がり 令和 7年4月 寝具乾燥1組2,850円から6,000円に、寝具水洗い1組5,000円から15,000円に値上がり							
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 業者委託にて実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 登録者数（人）	4	4	4	4	4		
	② 実施回数（消毒乾燥）（回）	35	39	44	44	44		
	③ 実施回数（水洗い）（回）	4	4	4	4	4		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続	継続		寝たきり状態にある重度心身障がい者の健康保持を図るために必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費は寝具洗濯乾燥サービス業務委託料であり令和5年度より令和6年度は利用件数は減ったが単価が上がったため、増額となった。
----	--

考	
問	・心身状態及び住環境により、寝具の衛生を保てない方の潜在的なニーズ掘起しが必要である。

問題点・課題

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	心身状態及び住環境により寝具の衛生を保てない方の潜在的なニーズの掘起しが必要であり、ケースワーカーとの協力強化を行う。	新規手帳交付時や窓口での積極的な周知の甲斐があり、寝具乾燥消毒を対象となりうる方が利用することが出来た。	サービス利用にあたっては、事業者と利用者間の日程調整が必要であり、円滑な利用につながるよう適切な案内を徹底する。
②			
③			
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川 未実施区：足立・品川・練馬		
議会議決（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	配食サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	北村		内線	2694
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-03	配食サービス事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	(1995)	年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。						
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、実施要綱に基づく要件に該当する者。所得制限なし。						
内容	【回数】 週あたり1～7回 ※昼食のみ 【事務の流れ】 ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し連絡 ④配食業者より決定者に対し配食 【利用者負担金】 利用者は、事業者が定めた配食弁当代を同事業者に支払う。						
経過	平成12年 4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 回数増：週3回限度⇒週5回限度 平成18年 4月 回数増：週5回限度⇒週7回限度 平成25年 4月 【区負担】 見守り料350円⇒250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため） 平成26年 4月 【区負担】 見守り料250円⇒257円（消費税率5%から8%への変更のため） 令和元年10月 【区負担】 見守り料257円⇒261円（消費税率8%から10%への変更のため） 令和 6 年 4月 【区負担】 見守り料261円⇒270円（物価上昇のため）						
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
	【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託 【委託業務先】 シニアワケイト（宅配クック123）、花よりだんご						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 実利用者数（人）	5	6	6	6	6	
	② 配食数（食）	600	443	334	470	470	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					
		自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活支援に必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち物件費は、配食数の減少により減額となった。

- ・窓口等で適切に案内し、新たな利用者の掘り起こしが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	孤立化の可能性がある方の情報を ケースワーカーと連携し、対象とな るか調査を行う。	ケースワーカーと連携して利用対象 者に対して周知・案内を積極的 に行った。	ケースワーカーとの連携をさらに 高めていく。対象になる方に配食 事業内容を案内し家族等の負担が 減る事を伝えていく。
②			
③			
他区の実 施状況	（実施 11 区	未実施 11 区	不明 0 区）
議会（要旨） 質問状況	実施している区はすべて民間委託		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-28		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	福祉電話事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	大塚	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-04	福祉電話事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 57	（ 1982 ）	年度	根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。							
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。							
内容	【実施方法】 (1) 自己所有の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。） ③基本料（回線使用料、屋内配線、機器料、ユニバーサルサービス）を助成対象者に助成する。 (2) 貸与の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③基本料（回線使用料、屋内配線、機器料、ユニバーサルサービス）及び付加料金 以外の料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。							
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止 平成26年 4月 助成対象にユニバーサルサービス料を含める 付加使用料は貸与電話などに係るシルバーホン及びフラッシュベルの機能に係るものに限定							
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れることができ、かつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 助成世帯数（貸与）（世帯）	2	1	0	0	0	各年度末世帯数	
	② 助成世帯数（自己所有）（世帯）	10	10	9	11	11	各年度末世帯数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	外出困難な重度身体障がい者の外部交流を図るための必要な事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち物件費の減は、福祉電話の通話分（超過分）が減ったことによる。

単独者が多いため、住基システムだけでなく、地区担当ケースワーカーと協力して、利用者の状況を把握するよう努めていく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も住基システムだけでなく、 ケースワーカーと情報共有を行い、 利用者の状態把握に努めていく。	住基システムを定期的にチェックす る他、地区担当ケースワーカーと連携 して利用者の状態を把握できるよう に努めた。	引き続き、地区担当ケースワーカー と連携して利用者の状態把握に努 めていく。
②			
③			
他 区 の 実 施 状 況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 実施区：葛飾区を除くすべての区 実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 ※北区では平成23年3月末で新規受付を終了。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-29		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	高橋	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 3	(1991)	年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度身体障害者民間緊急通報システムを利用した緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態に対する重度身体障がい者の不安の解消を図るとともに、住宅生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障がい者が安心して暮らし続けられるように支援する。							
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）							
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する（民間事業者方式）。 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請→利用決定→事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）							
経過	平成13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）／月→500円（区内共通お買物券）／月へ変更 平成18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年 4月 火災安全システム導入 平成22年 4月 民間事業者方式を導入 平成26年 3月 消防庁直通方式から民間事業者方式への移行完了 平成27年 4月 委託業者変更（上陽テクノ株式会社足立営業所→志幸技研工業株式会社） 平成29年 4月 委託業者変更（志幸技研工業株式会社と富士防災警備株式会社の共同企業体の志幸富士防災共同企業体） 令和 6年 4月 電話固定回線を持たない対象者に対するサービスの提供を開始 令和 6年 6月 委託業者変更（志幸技研工業株式会社と上陽テクノ株式会社の共同企業体の志幸上陽共同企業体）							
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 利用者数（人）	11	10	11	13	15		
	② 通報件数（件）	32	6	8	8	5		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保するために必要な事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めており、固定電話回線を導入していない住宅においてもサービスの利用申請があったことから増となった。行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助事業費を受け入れている。
問題点・課題	○固定電話を導入しない住宅においてもサービスの使用が可能となり、対象者への周知や新規利用者が滞りなくサービスを利用できるよう支援する必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	電話の固定回線を持たない利用者に対して適宜周知を行い、利用者の増加につなげる。	固定回線を持たない利用者から相談があった際に、適切に案内を行い、新規利用者確保へ繋げた。	利用者からの相談があった際には適切に案内ができるよう、他係とも連携し、情報共有を行う。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ●消防：文京区、台東区、江東区、豊島区 ●民間：千代田区、港区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、大田区、中野区、練馬区、江戸川区、足立区 ●消防及び民間：中央区、新宿区		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	矢部		内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2	(1990)	年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図る。						
対象者等	荒川区内に住所を有する3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、常時寝たきり又は失禁状態のためおむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成決定した者については65歳到達後も継続助成とする。所得制限無。日常生活用具のおむつ受給者及び生保受給者は対象外。						
内容	受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。 ①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 ②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者 【紙おむつ購入券】 - 区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、紙おむつ購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で紙おむつ購入券と引き替え区は紙おむつ購入券に基づき業者に支払う。 - 限度額を月額13,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 【おむつ代助成】 - 購入した領収書に基づき助成する。 - 限度額は月額13,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は11,700円となる。						
経過	平成 4年 4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）					
	平成12年 4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）					
	平成14年 4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付					
	平成15年 4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続					
	平成17年 4月	自己負担割合3%の経過措置廃止					
	平成28年 4月	委託先のうち「荒川薬業協同組合」が「荒川区薬剤師会」に変更					
	令和 5年 4月	助成額引き上げ（新）12,000円（旧）10,000円					
	令和 6年 4月	助成額引き上げ（新）13,000円（旧）12,000円					
必要性	おむつを常時使用することは、経済的負担が大きい。紙おむつの購入費の一部を助成する本事業は、障がい者及び家族の経済的負担を軽減し福祉の向上を図るために必要な事業のひとつである。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【直営分】おむつ代の助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託】委託先：荒川区薬剤師会（40事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 紙おむつ購入券決定者数（人）	237	235	238	239	250	
	② おむつ代の助成決定者数（人）	47	48	50	51	70	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

・店舗によって取り寄せや配達対応が可能であるが、そのことを知らない利用者がいる可能性があり、利用率に影響が生じているケースが考えられる。

・令和6年度に助成額を引き上げたが、今後も物価高騰が続けば障がい者及び家族の経済的負担が増える可能性がある。

・紙おむつ購入券の利用について、店舗ごとに購入券の取扱いが異なることにより利用者に影響が出ているケースがある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用実績がない対象者が一部見受けられるため、状況の聞き取りを行う等して、本事業の活用を促す。	利用実績のない方に状況の聞き取りを行い、状況やニーズに応じて対応可能な選択肢を提示することで本事業の活用を促した。	購入券の発送時の案内文に、店舗ごとの取り寄せ等の対応状況や事業の利用方法を記載し、本事業の利用を促進する。
②	助成額が変更になるため、対象者に対し適切に案内を行い、変更の周知を行う。	委託事業者及び利用者に対し、助成額の変更や旧購入券の取扱い等について丁寧に説明を行い、問題なく変更することができた。	引き続き、物価高騰の状況を注視し、状況に応じて助成額見直しの検討を進めていく。
③	—	—	利用者にとって最適な助成事業とするため、他自治体の状況を踏まえながら事業の仕組みの変更を検討する。

他区の実 況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					
	現物給付：21区 現金助成：16区 購入券等給付：1区					

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事																
事務事業名	住宅設備改善給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田																
			担当者名	中筋		内線	2683																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-07	住宅設備改善給付事業費																					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																			
開始年度	昭和 60	(1985)	年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領																		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等																			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画																		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援																				
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。																						
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。																						
内容	【給付種目及び基準額】 <table><tr><td>・ 中規模住宅改修</td><td>基準額</td><td>641,000円</td></tr><tr><td>・ 屋内移動設備（機器本体）</td><td>基準額</td><td>979,000円</td></tr><tr><td>・ 屋内移動設備（設置費）</td><td>基準額</td><td>353,000円</td></tr><tr><td>・ 階段昇降機（直線）</td><td>基準額</td><td>700,000円</td></tr><tr><td>・ 階段昇降機（曲線）</td><td>基準額</td><td>1,483,000円</td></tr></table> 【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。 【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。							・ 中規模住宅改修	基準額	641,000円	・ 屋内移動設備（機器本体）	基準額	979,000円	・ 屋内移動設備（設置費）	基準額	353,000円	・ 階段昇降機（直線）	基準額	700,000円	・ 階段昇降機（曲線）	基準額	1,483,000円	
・ 中規模住宅改修	基準額	641,000円																					
・ 屋内移動設備（機器本体）	基準額	979,000円																					
・ 屋内移動設備（設置費）	基準額	353,000円																					
・ 階段昇降機（直線）	基準額	700,000円																					
・ 階段昇降機（曲線）	基準額	1,483,000円																					
経過	<table><tr><td>昭和60年</td><td>事業開始</td></tr><tr><td>平成14年 4月</td><td>浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</td></tr><tr><td>平成17年 4月</td><td>高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</td></tr><tr><td>平成18年10月</td><td>自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</td></tr><tr><td>平成22年 4月</td><td>利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</td></tr><tr><td>平成27年 4月</td><td>利用者負担基準の改定</td></tr><tr><td>令和 6年 4月</td><td>18歳未満の障がい児に対する所得制限の撤廃</td></tr><tr><td>令和 7年 4月</td><td>18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化</td></tr></table>							昭和60年	事業開始	平成14年 4月	浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化	平成17年 4月	高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化	平成18年10月	自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行	平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）	平成27年 4月	利用者負担基準の改定	令和 6年 4月	18歳未満の障がい児に対する所得制限の撤廃	令和 7年 4月	18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化
昭和60年	事業開始																						
平成14年 4月	浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化																						
平成17年 4月	高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化																						
平成18年10月	自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行																						
平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）																						
平成27年 4月	利用者負担基準の改定																						
令和 6年 4月	18歳未満の障がい児に対する所得制限の撤廃																						
令和 7年 4月	18歳未満の障がい児に対する給付費の無償化																						
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。																						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【決定・支払】直営 【住宅改修】業者委託																						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)																	
	① 給付件数・児童分（件）	0	0	0	1	2																	
	② 給付件数・成人分（件）	0	2	2	3	5																	
③																							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																					
7年度		8年度																					
継続		継続																					
		障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。																					

(単位：千円)

備考	令和5年度、令和6年度ともに2件であったが、給付種目が異なり扶助費が増額した。
----	---

問題点・課題	本制度を必要とする利用者に本事業の周知を行い、給付に結び付ける。利用にあたっては、他制度（日常生活用具給付事業、介護保険事業等）との併給に注意して給付する必要がある。
--------	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	本制度を必要とする方に新規手帳交付時や相談継続中の方を含め、支給漏れのないよう周知する。	新規手帳交付時や相談継続中の方を含め、支給漏れのないよう周知したことにより、給付に結びつくことが出来た。	本制度を必要とする利用者に対し、ケースワーカーと連携しながら周知に努める。
②	他制度との併給となるケースについて、給付種目の確認を十分に行っていく。	他制度との併給となるケースについて、給付種目の確認を行い、適切に給付することが出来た。	他制度との併給となるケースで、適切な案内を行う為に、ケースワーカーとも注意点を共有する。
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-32		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	菊原	内線	2687		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-08	盲ろう者生活支援推進事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるよう整備する。							
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 15名							
内容	【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。 【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように介護従事者向けの研修会を実施する。（年1回予定） 【交流会】 平成25年度：東京盲ろう者友の会で開催されている交流会を荒川区で実施した。 平成26年度以降：区内在住の盲ろう当事者と福祉団体、盲ろう者支援研修会修了者との交流会を実施し盲ろう者支援の充実を図る。							
経過	平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施 平成23年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース・夜コース実施 平成23年12月 盲ろうへの理解推進のため盲ろう者支援講演会を実施 平成23年12月 盲ろう当事者と視覚・聴覚障害者等との交流会を実施 平成24年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース ※以降同時期開催 平成24年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース ※以降同時期開催 平成25年12月 東京盲ろう者友の会と共催で、盲ろう者友の会の交流会を荒川区で実施 平成26年11月 区内在住盲ろう当事者と盲ろう者支援研修会修了者との交流会実施 ※以降令和2～4・6年を除き実施。 平成27年10月 盲ろう者支援研修会昼コースを全2回に編成して実施 平成28年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース実施 ※以降令和2年を除き令和6年まで実施。							
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活し、社会参加の機会をつくるために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 研修会参加者数（人）	13	14	15	14	40	令和6年度は新型コロナウイルス感染症対策をした上で、実施	
	② 交流会参加者数（人）	0	16	0	16	30		令和6年度は事業運営困難のため未実施。
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		盲ろう者の地域生活の支援及び社会参加の促進を図る事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

備考	令和5年度は交流会を実施しているが、令和6年度は交流会を実施しなかったため、補助費等が60千円減、物件費が11千円減となっている。
----	---

問題点・検討
○区内の居宅介護事業所・通所介護事業所従事者等を中心に参加者を募集しているが、参加人数は年々減少傾向にある為、昨年度に引き続き障がい者福祉倶楽部に掲載する等の改善を行った。今後は研修対象者や研修形態を見直して参加者を増やし、盲ろう者の啓発につなげる必要がある。
○他区と比較しても先進事業である本事業は、新規参加者及び受講済み参加者でも再度参加していただけるよう、研修内容の見直しや、研修後のフォローなどの施策を検討していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	研修会の受講者をより増やしていけるよう研修内容や研修案内の仕方を見直す。	受講者増に向け、早めに事業所に案内のチラシを配布した。	受講者が参加しやすいよう、開催時期や時間について見直しを行う。
②	交流会の参加者を増やしていけるよう内容や案内の仕方を見直す。	今年度については事業運営が困難なため、開催中止となった。	毎年参加希望者が少人数のため、内容等の見直しを行う。
③			
他区の実況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-33		戦略プラン	☒ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☒ 人事
事務事業名	福祉タクシー事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	高城		内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☒ 6年度）		☒ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 56（1981）	年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	令和 11（2029）	法令等	等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	【福祉タクシー】福祉タクシー券を支給し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図る。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。 【難病患者通院費助成】難病患者の通院時のタクシー料金を助成し、経済的負担の軽減を図る。						
対象者等	【福祉タクシー】区内在住愛の手帳1・2度/下肢・体幹機能障がい1～3級/視覚障がい1・2級等手帳所持者 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1・2級/医療的ケアを日常的に受けている者等 【難病患者通院費助成】区指定の特定疾病による難病等医療費助成受給者						
内容	【福祉タクシー】 ・申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,900円分のタクシー券を交付 ・利用者は、区の委託事業者の中から利用する事業者を任意に選択、タクシー券により支払 ・区は委託事業者に対し、使用済タクシー券額面表示額及び事務手数料（3%）を支払 【リフト付タクシー】 ・あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券及びタクシー券を交付 ・利用者は、区の委託事業者の中から利用する事業者を任意に選択、予約の上、利用 ・区は委託事業者に対し、利用助成券及び使用済タクシー券額面表示額及び事務手数料（3%）を支払 【難病患者通院費助成】 ・利用者は、4ヵ月毎に通院時に利用したタクシー料金を申請・請求 ・区は審査の上、15,600円を上限に交付決定及び支払						
経過	平成25年 4月 タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更 平成28年 4月 タクシー券表紙へのカナ氏名印字をやめ、交付番号印字のみに変更 平成29年 4月 タクシー券の券種変更（500円・100円の組合わせ→300円・100円の組合わせ） 平成30年10月 タクシー券に「領収書を発行する場合は、「荒川区福祉タクシー利用券」で支払ったことを明記してください。」と記載 令和 3年 4月 タクシー券の要綱改正（乗車、降車区域等） 令和 4年11月 タクシー券の交付金額増額（月3,900円） 令和 5年 4月 タクシー券の券種変更（300円・100円の組合わせ→500円・100円の組合わせ） 令和 6年 4月 難病患者に対する通院費助成を実施 令和 6年 4月 リフト付自動車利用助成の対象者拡大・1ヵ月毎に1冊3,900円分のリフト付自動車専用券を交付。（12ヵ月決定者は、46,800円）						
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 【福祉タクシー券】令和7年度委託先：東京都個人タクシー協同組合他 合計145社（5月末時点） 【リフト付タクシー】令和7年度委託先：福祉移送ピクニック他 合計7社（5月末時点）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 福祉タクシー券 交付人数（人）	2,599	2,489	2,457	2,600	4,014	
	② リフト付タクシー 実利用者数（人）	15	20	32	45	27	
③ 難病患者通院費助成実利用者数	-	-	568	700	900		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続	継続	障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の推進を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち扶助費の増は、難病患者通院費助成金交付事業の新規実施による。 行政収入は、都支出金で障害者施策推進区市町村包括補助を受入れている。
----	---

問題点・課題	・福祉タクシー事業について、委託事業者との契約事務や支払事務が煩雑化しており、業務の効率化を図る必要がある。 ・リフト付自動車利用助成事業について、委託事業者が少なく、予約が取りづらいとの声が挙がっており、委託事業者数を増やす必要がある。 ・令和６年度から実施の難病患者通院費助成金交付事業について、更なる制度周知を行い、申請率の向上を図る必要がある。
--------	--

	令和6年度に取り組み 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組み 具体的な改善内容
①	更なる事務の効率化に向け、年度更新時の申請勧奨のフローを見直し、コスト削減と利用者の手続簡略化を達成させる。	福祉タクシー事業について、年度更新の手続きを簡素化し、コスト削減と利用者の利便性向上を達成した。	福祉タクシー事業にかかる支払事務が煩雑化しているため、さらなる効率化によるコスト削減を図る必要がある。
②	リフト付自動車利用助成事業の内容変更について、各種媒体での分かりやすい広報に努める。	リフト付タクシー事業対象者拡大に伴い、窓口や郵便等で広く周知を行ったことで、事業対象者数が増加した。	引き続き、リフト事業の内容を利用者及び事業者に対して周知していく。
③	他係と連携し、難病患者通院費助成金交付事業の対象者要件や助成方法等の丁寧な案内を心掛け、利用を促進する。	難病患者通院費助成事業の対象者に対し、窓口で事業の周知・案内を積極的に行い、事業初年度としては相当数の申請を受理できた。	難病患者通院費助成金交付事業について、更なる申請率の向上を図る必要があるため、引き続き事業周知を徹底していく。
他 区 の 実 況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 ・墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券 ・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給 ・難病患者通院費助成金交付事業については荒川区のみ実施		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	令和3年度2月会議「難病患者への福祉タクシー利用券の支給について」 令和4年度11月会議「難病患者への福祉タクシー利用券の支給に向けた検討状況について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-34		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	島田		内線	2694
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠法令等	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者						
内容	【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。 【民営バス運賃割引】①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除 ②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除 ③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除 精神障がい者の取扱経過 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。						
経過	平成17年 4月20日 コミュニティバスさくら・左回り（南千01系統）運行開始 平成20年10月 コミュニティバス専用バスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる 汐入さくら（南千03系統）運行開始 平成24年11月 町屋さくら（町屋04系統）運行開始 平成26年11月 町屋さくら一部往復運行開始（町屋05系統） 平成27年 3月 さくら・右回り（南千02系統）運行開始 令和4年 3月 町屋さくら運行終了 令和7年 3月 汐入さくら運行終了						
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【補助支払】四半期毎実績払い						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 補助件数（延べ人数）（人）	39,148	38,156	24,883	14,142	52,338	
	② バス発行件数（件）	97	48	30	45	95	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
継続		継続	障がい者の交通手段を確保するために必要な事業であるため、継続して実施する。				

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	869	679	▲ 190	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3,413	2,231	▲ 1,182		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	171	95	▲ 76		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,453	▲ 3,005	1,448
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		4,453	3,005	▲ 1,448	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,453	▲ 3,005	1,448	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,453	▲ 3,005	1,448	

備考	行政費用（補助費等）については、その金額全てが荒川区コミュニティバス障がい者運賃補助である。
----	--

問題点・課題	・コミュニティバスを必要とする方が漏れなく利用できるような窓口での案内において適切に伝えられるよう努める。 ・コミュニティバス廃止による影響を受ける荒川区の障がい者が公共交通空白地域を移動できるよう、代替手段になりうる福祉タクシー券、リフト付自動車利用助成、自動車燃料費助成などの助成制度を周知・案内していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容及び評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新規手帳交付時等、窓口などで周知・案内を行い、障がい者の社会参加の機会の提供及び拡大促進に努める。	新規手帳交付時、窓口での周知・案内をおこなった他、ホームページでも周知をした。	引き続き、窓口などで利用対象となる方に漏れのないよう、適切な案内・周知を行っていく。
②	—	—	廃止の影響がある対象者に窓口などで代替となる福祉タクシー券や自動車燃料費助成などの助成制度を案内していく。
③			
他区の実況	(実施 2 区 無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾)	(未実施 20 区 不明)	(0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-35		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	自動車燃料費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	大塚	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-03	自動車燃料助成事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 3	(1991)	年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	(2029)	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。							
対象者等	区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。							
内容	【事業内容】 ①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 ②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。 【助成期間】 助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで 【助成金額】 令和4年度：令和4年7月から令和5年3月まで地方創生臨時交付金を活用することで年額42,000円（3ヶ月毎11,000円）に引き上げて対応した。 令和5年度～3ヶ月あたり10,500円を限度とする。（年額42,000円）							
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。 平成26年 4月 現況届提出の義務化（毎年度） 令和 4年 7月 地方創生臨時交付金の活用によって翌年3月まで3ヶ月あたり11,000円に助成上限額を引き上げ。（年額42,000円） 令和 5年 4月 3ヶ月あたり10,500円（年額42,000円）に助成上限額を引き上げ。							
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成対象者数（人）	246	254	241	261	261	各年度末助成決定者数	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政収入のうち都支出金は、地方創生臨時交付金を活用した自動車燃料費助成費の補助金であるが、令和6年度は地方創生臨時交付金の対象としなかったため皆減となった。
----	--

問題点・課題	・令和5年1月から車検証が電子化されたことにより、車検証の有効期限や使用者の氏名・住所等の確認ができなくなったため、提出書類には自動車検査記録事項が必要となった旨を適切に案内していく必要がある。 ・令和8年1月以降は自動車検査記録事項がなくなるため、令和7年度中に電子車検証を閲覧・印刷することのできるスマートフォンなどの情報機器を導入していく必要がある。 ・ガソリンの他、EVへの補助の対応が課題である。 ・利用申請や請求の際の手続きの簡素化が求められる。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年から車検証が電子化されたことにより、提出書類に自動車検査記録事項が必要となった旨を適切に案内していく必要がある。	窓口や郵便などで積極的に周知した。	引き続き、電子車検証の提出者に対しては自動車検査記録事項が必要な旨を案内をしていく。
②	令和8年度以降は自動車検査記録事項がなくなるため、令和7年度中には電子車検証を閲覧・印刷できる情報機器を導入していく。	情報機器の導入について検討を進めた。	令和7年度中に電子車検証を閲覧・印刷することのできるスマートフォンなどの情報機器を導入していく。
③	—	—	手続きの簡素化やEVへの補助に対応するため、事務スキームの見直しを行う。
他区の実況	（実施 22 区 未実施：なし ※一部の区では心身障害者福祉手当と合わせて支給したり、タクシーと共通で支払えるサービス利用券を支給している。	（未実施 0 区 不明	（0 区）
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-36		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	心身障害者福祉手当		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	高橋		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 49	（ 1974 ）	年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等	同条例施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。							
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神保健福祉手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、区指定難病【対象外】新規65歳以上、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者【所得制限】有							
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神保健福祉手帳1級…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（348種）、都対象（12種）計360種（令和7年4月1日現在） 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている							
経過	平成27年1・7月 難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により支給対象疾病の拡大。 令和元年7月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が333疾病に増加した。 令和3年11月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が338疾病に増加した。 令和6年4月 対象者に精神障害者保健福祉手当1級を追加した。 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が341疾病に増加した。 令和7年4月 難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が348疾病に増加した。							
必要性	心身に障がいやを有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 手当受給者数(人)	3,670	3,684	3,693	3,754	3,900		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	心身障がい者及び難病患者の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち扶助費の増は、受給対象者内訳の変動による。 行政収入は、その他で心身障害者福祉手当返還金を受入れている。
----	--

問	○より正確かつ効率的に資格要件確認を行う仕組みを構築する必要がある。
---	------------------------------------

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	支給漏れ防止を徹底するとともに、 事務作業の効率化を図るため、引継ぎ マニュアルの見直し等を行う。	運用の見直しに伴うマニュアルの更新と、 担当者間での支給確認を徹底し、事務作業を行った。	確実な受給者確認を行うため、他部署とも連携をし、適正な支給に努める。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 要質問 状	平成29年度6月会議 令和4年度11月会議	「精神障がい者への福祉手当の支給について」 「精神障がい者への福祉手当の支給について」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	中筋	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-09-02	特別障害者手当支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 39（ 1964 ）年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。						
対象者等	特別障害者手当：20歳以上で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 28,840円（令和6年4月～令和7年3月）→29,590円（令和7年4月改定） 障害児福祉手当 15,690円（令和6年4月～令和7年3月）→16,100円（令和7年4月改定） 経過福祉手当 15,690円（令和6年4月～令和7年3月）→16,100円（令和7年4月改定）						
経過	昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過福祉手当を支給している。（経過福祉手当の新規申請はできない） 平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。 平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）						
必要性	国制度の実施						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
標	① 特別障害者手当受給者数（人）	252	261	260	265	275	各年度末の受給者数
	② 障害児福祉手当受給者数（人）	63	63	78	80	80	各年度末の受給者数
	③ 経過福祉手当受給者数（人）	1	1	1	0	0	各年度末の受給者数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の増加は受給者数の増加によるものである。行政収入は、国庫負担金を受入れている。

区報、HP、窓口だけの周知だけではなく、実際に対象者となりうる方の支援に関わっている方々（ケアマネージャー等）に対しても周知を行うことで、制度の認知度を高める必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	広報の活用や介護事業者等と連携等により該当する方へ向けた周知を行う。	他部署主催の連絡会に参加し、手当の周知を行った。その結果、問い合わせの件数が増え、申請につながることができた。	引き続き、手当に該当する可能性がある方に対し、制度の更なる周知徹底を図るとともに、円滑な事業運営に努める。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状 (要旨)	平成30年度2月会議 「特別障害者手当の周知徹底について」 令和2年決算特別委員会「特別障害者手当全体及び要介護4-5の受給件数」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-38		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者福祉給付金事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	沼田		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠法令等	荒川区障害者福祉給付金支給要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者							
内容	【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円 【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 ①昭和37年1月1日以前に生まれた者 ②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 ③昭和57年1月1日前に障がい者となった者 【実施の流れ】 申請 → 審査（給付要件や障がい程度等） → 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）							
経過	昭和57年 1月 平成17年 4月 平成19年 4月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 事業開始						
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態が同じであっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差是正のため必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） （窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受給者数(人)	2	2	2	2	2	支給対象者4名うち2名支給中	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続		障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない心身障がい者の福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち扶助費は、支給対象者数に変動がないため変わらず横ばいで推移している。

○支給対象者の異動情報及び資格要件を正確に把握する必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	資格要件の確認を支給の都度行い、 適正な支給に努める。	異動状況等、資格要件の確認を行っ た。	引き続き、支給に係る確認作業を 徹底する。
②			
③			
他 区 の 実 況	（ 実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区 ） 未実施：千代田区、中央区、港区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区、文京区、北区、目黒区		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-39		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	東京都重度心身障害者手当		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	中筋		内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）							
事務事業の種類			☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠法令等	東京都重度心身障害者手当条例		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がい有し、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）※対象外：新規65歳以上・施設入所者・3ヶ月を超える入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得により判断）						
内容	本事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 【事務の流れ】 ・受給権者からの認定申請書及び各種届出書等を受理し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：施設入所、入院状況等確認（平成13年より実施） 【手当月額】 60,000円						
経過	平成12年 8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月を超える入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）					
	平成13年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,481,000円→3,549,000円）					
	平成14年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,549,000円→3,604,000円）					
	平成15年 3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）					
必要性	都制度の実施						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受給者数（人）	134	135	127	135	145	各年度末の受給者数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	心身に重度の障がい有し、常時複雑な介護を必要とする者の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

○受給者の異動状況や施設入所・入院の状況を適宜確認し、過払いを防止する必要がある。
○特別障害者手当や障害児福祉手当と併給されるケースが多く、申請や異動の際に、包括的にとらえる必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	継続して毎月の異動確認や情報連携を行い、都との情報共有を密にしてい	毎月の異動確認を行うとともに、都への連絡を迅速に行い、遅滞なく手続きを行った。	ケースワーカーと連携し、対象となり得る方に対し、周知の漏れがないよう努める。
②	手帳や他制度と関連付けてとらえ、ケースワーカーと連携して、申請や異動の処理をスムーズに行ってい	特別障害者手当や障害児福祉手当との関連を常に意識し、包括的な手続きを行うように努めた。	都及びケースワーカーと密に連携をとり、申請や異動の処理を遅滞なく行う。
③			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-40		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	北村	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。							
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方							
内容	【掛 金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可） ※加入者の加入時の年齢により異なる生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される。 【年金額】1口当たり20,000円／月 ※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった後の月から掛金免除 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。 ※旧制度の扶養年金受給者は1口あたり30,000円／月（特約分は別に10,000円／月を付加）							
経過	昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足 平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定） 平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う） 平成19年 5月 区として説明会を実施 平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足							
必要性	都制度の実施							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 都の経由事務（各種申請書類等の受理、進達）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 扶養共済区加入者数（人）	12	16	16	18	20		
	② 扶養共済区受給者数（人）	1	1	1	1	1		
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

- ・制度の認知度が低いため、対象となりうる方に積極的に周知を行う必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本制度を必要とする方や関心のある方に対し、新規手帳交付時等に案内を行い、加入につなげる。	新規手帳交付時等に周知・案内を行う。	引き続き、本制度を必要とする方や関心のある方に対し、新規手帳交付時等に案内を行い、加入につなげる。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-41		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	原爆被爆者援護事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	沼田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-10-01	原爆被爆者援護事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 2	(1990)	年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その者の福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）							
対象者等	【見舞金】原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日）							
内容	【見舞金】 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込 対象者の把握：東京都に被爆者健康手帳を所持する者の照会 制度周知：区報に掲載 申請方法：対象者へ郵送にて申請書を送付							
経過	平成2年度 事業開始 見舞金と団体運営補助金を交付。 団体運営補助金については、原爆被爆者団体（荒友会）が、年間事業計画書等を添付して申請をし、区はこれに対して補助金、年50,000円を交付。 平成8年度 荒友会が活動を休止のため、団体運営補助金も休止。							
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 支給者数（人数）	19	19	16	16	16		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	区内に住所を有する原爆被爆者の福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち扶助費は、被爆者への見舞金となっており、対象者の増減に伴い変動する。

○転入の対象者について、本人からの申出がない場合、対象者としての把握をすることが難しい。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	従来の広報を続けるとともに、対象者を漏らさず把握するため、引き続き原爆被爆者名簿の照会を行う。	区報の活用や、原爆被爆者名簿の照会を行うことで、対象者の把握に努めた。	広報等を活用し、対象者に対する周知を徹底する。
②			
③			
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・文京		
議会の要旨			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-42		戦略プラン	☒ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	小瀧	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☒ 7年度 ☒ 6年度 ）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 24	（ 1949 ）	年度	根拠法令等	障害者総合支援法		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等 【医療費給付内容】 ①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等 【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 【事務処理】 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。						
経過	平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。 平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人） 平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。 平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。 令和 2年4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行規則」の一部を改正 令和 7年7月 「自立支援医療費の支給認定について」の一部を改正 所得区分の低所得1と低所得2を分ける基準について、80万円から80.9万円に見直し						
必要性	法定事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 入院（レセプト件数）（件）	313	266	272	272	270	
	② 通院件数（レセプト件数）（件）	2,319	2,497	2,449	2,560	3,500	
	③ 訪問看護（レセプト件数）（件）	35	12	12	26	2	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					
法定事務事業であるため、継続して実施する。							

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		547,937	564,011	556,934	535,853	526,023	552,411	547,777
決算額（7年度は見込み）		544,797	559,861	543,118	517,044	526,023	552,403	547,777
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	入院（レセプト件数）（件）	306	363	338	313	266	272	272
	通院（レセプト件数）（件）	2,278	2,199	2,296	2,319	2,497	2,449	2,560
	訪問看護（レセプト件数）（件）	0	11	17	35	12	12	12
	入院利用者数（給付決定件数）（件）	29	64	76	31	26	26	26

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,448	2,716	1,268	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	259,527	266,782	7,255		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	129,794	133,248	3,454		
		扶助費	526,023	552,403	26,380		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	389,321	400,030	10,709		
		賞与・退職給与引当金繰入額	285	378	93		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 138,435	▲ 155,467	▲ 17,032		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	527,756	555,497	27,741	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 138,435	▲ 155,467	▲ 17,032					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 138,435	▲ 155,467	▲ 17,032					

備	行政収入は、各支出金で障害者医療費負担金（国・都）を受入れている。
---	-----------------------------------

備考

問題点・課題

- ・申請書類の不揃い等による受給者証発行の遅延が発生する場合があるため対策を講じる必要がある。
- ・令和7年7月より、支給認定の算定方法に見直しがあり、担当者間で情報の共有を図り、確認を徹底するよう十分に留意して対応する必要がある。
- ・マイナ保険証の運用開始に伴い、更新時等における保険証の取扱を改める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	適宜必要な申請書類の説明や記入例の見直し等を行い、迅速かつ適切に受給者証発行までの業務遂行を目指す。	案内文の見直しを行うとともに問合せに対し、窓口や電話にて丁寧に対応した。前回と比較し、提出状況に一定の改善が見られた。	国の動向を注視し、制度の見直しが行われた際には、算定誤りがないよう複数人による確認を徹底し対応していく。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 法定事業	未実施 0 区	不明 0 区）
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-43		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	心身障害者医療助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	對馬	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 49	（ 1974 ）	年度	根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	東京都の心身障がい者が病院・診療所等で診療を受けたときに、窓口で支払うことになっている医療費の自己負担分の一部を助成する。区では、東京都が実施主体である心身障害者医療費助成制度を、地方自治法に基づいた「条例による事務処理の特例制度」により、申請書の受理・受給者証の交付・医療費の支払い等の一部事務を区市町村で実施している。						
対象者等	【障がい要件】 ①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がい③精神手帳1級 【所得制限】 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるとに38万円加算 【年齢制限】 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象						
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ※精神障がい者は、手帳の有効期限まで（手帳の期限が翌年8月末日以降なら8月末日まで） 【医療助成概要】 ○助成額 各種医療保険や公費負担医療制度適用後の自己負担金に対して、当該自己負担金とマル障一部自己負担金相当額との差額（住民税課税者）又は当該自己負担金（住民税非課税者）を助成。ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しない。 【更新】 ○保険調査 社会保険加入者及び最新保険の確認が取れない者には、調査票を発送（6月下旬） ○所得調査 所得証明提出依頼を発送（7月中旬に発送） ○受給者証発送 所得審査の上、該当の者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）						
経過	昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始 要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加 10月 社会保険被保険者を対象化 平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 平成30年 8月 高齢者の医療の確保に関する法律改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ） 平成31年 1月 障がい要件に精神保健福祉手帳1級所持者を追加 令和元年 8月 高齢者の医療の確保に関する法律改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ）						
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成することで経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ・受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 ・都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 医療費助成対象者数（人）	1,650	1,598	1,562	1,580	1,550	各年度末の受給者証交付人数
	② 医療費助成支給件数（件）	1,506	1,591	1,429	1,509	1,600	現金給付医療費助成件数
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
継続		継続	心身障がい者の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の物件費は、助成対象者が減少したことなどから、郵送等に係る費用等が減少した。

- ・医療費助成額支払業務において、医療費が高額の場合、健康保険制度の高額療養費等の付加給付が生じる可能性があり、これらの給付との重複支給を防ぐ必要がある。
- ・受給者証交付申請に必要な添付書類が多く、手続きが煩雑である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き他制度との重複支給が発生しないよう、保険機関等への給付確認を適宜行っていく。	他部署、他機関との連携を図り、適正な支給に努めた。	重複支給の発生を防止するとともに、事務作業の効率化を図るため、更なる事務作業手順の改善検討を行う。
②	—	—	情報連携を活用し、受給者証交付申請の際の添付資料を省略できるような運用に変更していく。
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-44		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事																		
事務事業名	障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田																		
			担当者名	塚越		内線	2683																		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-01	障害者団体補助																							
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																								
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等																				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画																				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																						
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実																						
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																								
対象者等	荒川区手をつなぐ親の会、荒川区身障児父母の会、荒川のぞみの会、荒川区聴覚障害者協会、荒川区視力障害者福祉協会、荒川区心身障害児者福祉連合会（以上の5団体で構成）																								
内容	【補助金算定基準】 <table><tr><td>団体会員数</td><td>補助金額</td><td>団体会員数</td><td>補助金額</td><td>団体会員数</td><td>補助金額</td></tr><tr><td>30～50人</td><td>6万円</td><td>51～100人</td><td>12万円</td><td>101～200人</td><td>15万円</td></tr><tr><td>201～300人</td><td>18万円</td><td>301～400人</td><td>21万円</td><td>401人以上</td><td>24万円</td></tr></table> 【補助金額】 手をつなぐ親の会（6年度会員数160人）15万円、父母の会（41人）6万円、聴覚協会（134人）15万円、視力協会（48人）6万円 ※福祉連合会補助金額は当該年度の予算の範囲内で別に定める。（各年度10万円） 【対象経費】会議費、研修費、連絡通信費、交通費、消耗品費、印刷製本費等、障害者団体を運営していく上で必要な経費。							団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	30～50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円	201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円
団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額																				
30～50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円																				
201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円																				
経過	昭和58年 事業開始 平成元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成2～4年 補助算定基準改定 平成5年 荒川腎友会を対象団体に追加 平成28年3月 荒川区身体障害者更生会解散により連合会脱退 平成30年5月 荒川腎友会解散により連合会脱退																								
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																								
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）																								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)																		
	① 補助団体数(団体)	6	6	5	5	6																			
	② 会員数	401	405	383	352	430	各団体会員数の合計																		
③																									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																						
7年度		8年度																							
継続		継続	障がい者団体の自主的な活動を援助・支援し、活発な活動や福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。																						

(単位：千円)

問題点・課題

・構成員の高齢化に伴う団体活動の低迷、及び構成員数の減少による運営資金の減少が懸念される。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、財政支援を行いながら各 団体活動に有益な情報提供を行って いく。	財政支援を行いながら、活動の場と なり得る事業やイベントの案内等を行 った。	引き続き、財政支援及び団体の活 動につながる事業やイベントの周 知を行っていく。
②			
③			
他区の実 施状況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 未実施：江東区、渋谷区（連合会に対してのみ実施）、江戸川		
議会 （要旨）	平成11年度9月会議 「補助対象の連合会非加盟団体への拡充について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-45		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者運動会補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	塚越	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-02	障害者運動会補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援し、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。							
対象者等	【補助対象事業】荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会							
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 11月予定（6年度は9月に実施） 【場 所】 荒川総合スポーツセンター 【参加者】 区内障がい児者、家族、関係者及び一般区民 令和6年度参加者約400人 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 ※第一中学校生徒、民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施 【補助対象経費】 荒川区障害者運動会に要する経費とし、補助金の交付額は区の予算額を上限とする。 【補助金】 6年度補助金 52万円							
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定 令和2～3年 会場を第一中学校からスポーツセンターに移し、ハートの運動会と合同で実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 令和4年11月 荒川総合スポーツセンターにて3年ぶりに実施							
必要性	障がい者団体の自主的な活動を支援するものであり、区としても後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 参加人数（人）	340	450	393	500	700		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	障がい者団体の自主的な活動を支援する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の補助費等は、運動会開催費用補助費である。

参加者が安全かつ快適に競技できるよう、主催者である荒川区心身障害児者福祉連合会との綿密な調整等が必要となる。また、参加者全員が楽しめるよう、障がいの程度を考慮した種目設定やプログラム構成など必要な部分で助言を行っていく。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	参加者全員がより安全に楽しめるよう、連合会との連携を図りながら支援を行う。	事前準備や当日の運営補助について、連合会と連携をとりながら支援することが出来た。	引き続き、参加者全員が安全に楽しめるよう、連合会と連携を図っていく。
②			
③			
他区の状況	（実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 実施：渋谷区（福祉団体に対する補助の実施は1区。直営で運動会を実施している区は中野、板橋、練馬、江戸川区の4区。ほかは各種目の教室等を実施）		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-46		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日中活動サービス事業等補助事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	對馬		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-13-01	日中活動サービス事業等補助事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	荒川区障害者日中活動サービス事業運営費補助			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	金交付要綱、東京都交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う区内事業所に対して、運営費補助及び施設借上げ費補助を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。							
対象者等	日中活動サービス事業施設運営費補助 : 13施設 日中活動サービス事業施設借上げ費補助 : 9施設							
内容	1 運営費補助 ①基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） ②メニュー選択式加算 年額：72,000円/人 医ケア受入メニュー選択の場合98,000円/人 加算 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） ③障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて ④第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合 2 施設借上げ費補助（法人が自ら所有する物件に入居する施設、区施設に入居する施設を除く） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2							
経過	平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる 平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる 平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる 平成25年 5月 オフィスサプライ東京が新規指定事業所として補助対象となる 平成26年 4月 ワークハウス荒川第2が新体系移行により補助対象となる 平成29年 4月 施設借上げ費補助対象を拡大（総合支援法施行後に開設した施設も補助対象となる） 令和 5年 4月 メニュー選択式加算のメニューが変更された。都補助金が包括補助から独立した。 令和 5年10月 イーハートブ荒川が事業休止のため補助対象から除外 令和 6年 4月 メニュー選択式加算の要件が変更された（就労移行実績達成期間が過去3年から過去2年に短縮、対象となる都指定研修の増）							
必要性	日中活動系サービス提供施設の安定した運営により、障がい者の日中活動場所の確保につながるため、必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 年度当初の利用見込みに基づく概算払い。年度途中で当初の見込みを超える場合は、追加交付が可能。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①施設運営費補助（施設）	14	14	13	13	13	運営費の一部を補助している施設数	
	②施設借上げ費補助（施設）	9	9	9	9	9	施設の借上げ費の一部を補助している施設数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進	施設の安定的な運営のために必要な事業であるため推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち補助費等は、運営費と借上げ費の補助であり、補助対象施設減少により運営費が減額となった。
----	--

問	令和6年度の報酬改定により、事業所によっては改訂後の内容について、理解が不足しているところがある。また変更交付申請漏れにより、追加交付が受け取れないというケースが見られる。
---	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	加算の仕組みについての周知を徹底し、取得漏れの防止に努める。	報酬改定による変更点等、事前に周知し、申請漏れの防止に努めた。	引き続き、補助金の仕組みについて周知を行い、円滑かつ正確な事業実施に努めていく。
②	—	—	変更交付申請が漏れないよう、申請の可否の確認を徹底していく。
③			
他区の実況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		
議会議決（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-47		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	グループホーム消防設備整備補助事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	高城		内線	2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-13-02	グループホーム消防設備整備補助事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	消防法、障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08 障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。						
対象者等	障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者。						
内容	【補助対象設備】 ①自動火災報知設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③スプリンクラー設備 （ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費、②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外） 【補助対象経費】 事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。 ①ユニット定員5人以下…2,300,000円 ②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円						
経過	平成25年 12月 消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布 平成27年 4月 障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱制定 消防法の一部改正 消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し 平成27年 7月 要綱改正（新規開設事業者も対象とする） 平成29年 3月 要綱改正（附則に定めていた要綱の効力期日を廃止し、本補助事業を継続することとした）						
必要性	利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【補助対象設備の設置】事業者 【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 消防設備設置ユニット（件）	3	0	0	3	5	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	グループホームにおける消防対策を促進する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち補助費等について、消防設備設置ユニットの補助実績がなかったため、計上されていない。 行政収入は、障害者施策推進包括補助事業費を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。
----	--

問題	新規にグループホームを開設する事業者については、制度を認知していない場合や正しく理解できていない場合が多く、制度周知を徹底していく必要がある。
----	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

	大体的な取組内容	取組内容による評価	大体的な取組内容
①	新規開設を希望する事業所からの相談の際、制度の周知を図り、開設に結び付けていく。	来庁、電話連絡を問わず、新規開設希望事業者等への制度周知を徹底した。	既存のグループホーム事業者の中でも新規開設や増設を行うケースがあるため、連絡会等で制度周知を徹底していく。
②			
③			
他区の実況（要旨）	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 実施：台東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、江戸川区		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-48		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者相談支援事務費（障害者相談員）		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	田所		内線	2685	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-03	障がい者相談支援事務費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 43	(1968)	年度	根拠	身体障害者福祉法及び知的障害福祉法、身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。							
対象者等	【相談員定員】 身体障害者相談員：11名（4名欠員） 知的障害者相談員：6名							
内容	【相談員】 身体障害者福祉法及び知的障害福祉法に基づき、区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。							
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管 令和2年4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和4年4月） 令和4年4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和6年4月） 令和6年4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和8年4月）再任12名、新任2名							
必要性	相談員の存在は、当事者及びその家族にとっても支えとなっている。							
実施方法	（ 2一部署委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 身体相談（件）	112	191	103	135	252	身体障害者相談員による相談件数	
	② 知的相談（件）	28	21	27	30	30	知的障害者相談員による相談件数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続		身体・知的障がい児者に対する各種相談や日常生活の援助等を行う事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	令和6年度は、会計年度任用職員の報酬額改正により、給与関係費が増加した。しかし、身体障害者相談員の欠員が出たことにより補助費等が減となった。また、物件費については、近接地外旅費が減ったため、減となっている。
----	---

問題	○身体障害者相談員について令和5年度から現在まで継続して4名の欠員が発生しており、早急に補充が必要である。知的障害者相談員については、1名の交代があったが欠員は発生していない。
----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	身体障害者相談員の欠員については、関係機関や現行相談員に推薦などを呼びかけ補充を図る。	身体障害者相談員4名の欠員については、関係機関や現行相談員に推薦などを呼びかけ補充を図る。	身体障害者相談員4名の欠員については、継続して関係機関や現行相談員に推薦などを呼びかけ補充を図る。
②			
③			
他区の実況	（実施 21 区 未実施区：千代田区	未実施 1 区	不明 0 区）
議会議決（要旨）	平成27年度9月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-49		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者支援調整事務費（障害支援区分認定）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	林	内線	2689		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-04	障がい者支援調整事務費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。							
対象者等	障害者総合支援法に定める介護給付費および訓練等給付費の支給申請者のうち、18歳以上の者							
内容	[障がい認定の流れ] 介護給付費の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定 訓練等給付費の申請→認定調査のみ ※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6及び非該当、区分6が最重度） [審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定） [審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名							
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 同年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる 平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行 平成27年7月 障害者総合支援法の対象難病数が151から332に拡大 平成29年4月 障害者総合支援法の対象難病数が332から358に拡大 平成30年4月 障害者総合支援法の対象難病数が358から359に拡大 令和元年7月 障害者総合支援法の対象難病数が359から361に拡大 令和3年11月 障害者総合支援法の対象難病数が359から366に拡大 令和6年4月 障害者総合支援法の対象難病数が366から369に拡大 令和7年4月 障害者総合支援法の対象難病数が369から376に拡大							
必要性	支給決定の手続きの透明化、公平化を図る観点から認定調査や審査が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 申請件数（人）	608	594	704	661	748		
	② 障害支援区分認定件数（人）	363	432	440	465	538		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	ノウハウを持つ認定調査員を継続して配置し、加算対象者の留意点を含め、引き続き正確に調査を行うよう努める。	引き続き3部会構成で審査会を実施し、制度改正時等には必要な情報提供を行っていく。		継続して認定調査員を配置し、加算対象者については調査票や医師意見書の内容を正確に把握し調査を行った。		今後もノウハウを持つ認定調査員を配置し、制度改正時には加算対象者の留意点を含めて共有し、正確に、調査を行うよう努める。			
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-50		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	聴覚障がい者相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	對馬・河野		内線	2691・2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-05	聴覚障害者相談事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 54（ 1979 ）	年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱				
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	聴覚障がい者等の相談窓口を設置することにより、聴覚障がい者等の自立と社会生活の健全化を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等							
内容	【窓口相談】 ・障害者福祉課に手話通訳者を配置することにより、相談窓口を設置する。 ・相談日：毎週火曜日午後1時～4時 手話通訳者：1名 【電話代行サービス及び遠隔手話等通訳サービス】 ・区役所や病院等へ連絡が必要な場合に、区の委託事業者が代理で電話する電話代行サービス ・区役所等の窓口タブレットを活用した遠隔手話等通訳サービス ・タブレットが配備されていない区施設窓口等で自身の二次元コードをスマートフォンで読み込むことによる遠隔手話通訳サービス							
経過	【窓口相談】 令和7年4月 報償費1回の派遣あたり4,500円→6,500円（時間外手当あり） 【遠隔手話等通訳サービスにおけるタブレットの設置場所】 平成30年度 障害者福祉課に2台設置 平成31年度 たんぽぽセンター1台増設、アクロスあらかわに配置のタブレットに同サービス導入 令和2年度 荒川区社会福祉協議会窓口に配置のタブレットに同サービス導入 【二次元コードを活用した遠隔手話等通訳サービス】 聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションの向上を図るため、専用端末を設置していない区施設でもスマートフォン等を使用して遠隔手話通訳サービスを使用することができるサービス 令和3年度 区民事務所4箇所、図書館7箇所、福祉避難所（障がい者用）13箇所に設置 令和6年度 病院や歯科医、薬局等の医療機関に設置依頼を行った。							
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業では障害者福祉課関連の相談だけではなく、他課に関する相談や専門性の高い相談も行っており、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 遠隔手話通訳サービスについては、株式会社プラスヴォイスに委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 窓口相談（件）	84	40	50	58	110		
	② 専門相談（時間）	0	0	0	—	—	令和6年度までの実施	
③ 遠隔手話等通訳サービス利用件数	576	593	640	602	1,600	電話代行サービス利用件数＋遠隔手話等通訳サービス利用件数		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	ICTを活用した遠隔手話等通訳サービスを導入し、区役所窓口や自宅等で手話等によるコミュニケーションを可能にするなど、聴覚障がい者の総合的なコミュニケーション支援を重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、主に物件費であり、遠隔手話通訳サービス等にかかる委託料である。行政収入は、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	専門相談を活用できるケースがあれば案内する等、相談内容の把握や手話通訳者との連携を図る。	手話通訳者と連携しながら事業の問題点を把握し、窓口相談の運用の見直しを図った。	利用者や手話通訳者からの意見を踏まえながら事業の見直しを検討していく。とりわけ手話通訳者の処遇改善を図っていく。
②	ホームページ等を通じてサービスの周知を行い、必要に応じて、サービス内容の見直しを適宜行う。	二次元コードを活用した遠隔手話等通訳サービスを区内の病院や歯科医、薬局等の医療機関に設置した。	関係機関と連携をとりながら、設置場所の周知を行い、当サービスの利用拡大を図る。
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)	平成27年度9月会議 平成29年度2月会議 平成29年度11月会議	「障害者支援について（相談窓口の充実）」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-51		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	障がい者向け健康体操事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	清原・渡辺	内線	2690		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-06	障害者向け健康体操事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。							
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい絆・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）							
内容	【概要】体操名称：荒川ばん座位体操／〔意味〕一人でも多くの方（ばんにん）が椅子に座った姿勢（座位）のできる体操。 体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒にすることができる。 【各種講座】荒川ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 ①リーダー育成研修…体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成 ②介護者向け講座…ヘルパーや介護者向け、介助方法を学ぶ ③体操教室…区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的を実施 ④ステップアップ研修…リーダーを対象に、体操教室の運営方法やレクリエーション技術を学ぶ 【広報活動】①ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布 ②解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。③ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。							
経過	平成17年 2月 首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼 平成19年12月 アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぽぽセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始（たんぽぽセンター：水曜、7/10あらかわ：火・金曜） 平成20年12月 東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表 平成22年 4月 西日暮里6丁目施設及び義肢装具サートセンターを拠点に追加 平成22年10月 西日暮里6丁目施設から絆・活サロニ会場を移し、特養さくら館を拠点に追加 平成24年 4月 西尾久ふれあい館を拠点に追加 平成25年度 参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。 平成28年 4月 町屋ふれあい館を拠点に追加 平成29年 9月 荒川ばん座位体操10周年記念誌 発行							
必要性	①障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。 ②障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。 ③体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	リーダー人数（人）	126	137	143	160	170	リーダーとして登録している類型人数を記載
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	障がい者の健康管理・健康維持を支援していくにあたり、必要な事業であるため継続する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費の増は、会場で使用する物品購入による。補助費等の増は、外部講師謝礼の増による。
----	---

考	
問題点・課題	○平成19年から開始した本事業は、現在までに体操リーダー約143名を育成し、活動拠点も増加したことから習熟されてきた。今後は新規参加者の増加だけでなく、現在のリーダーに対するフォローアップなどの環境整備を行いリーダーの質の向上、定着に向けた支援を検討する必要がある。 ○他区と比較しても先進事業である本事業は、これまで以上に区内外への情報発信を行うための方法や活動の活性化に向けて様々な取り組みについて検討していく必要がある。

課題

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	リーダーが自主的に活動できるように必要に応じてバックアップを行っていく。	町屋ふれあい館の運営について、リーダーが自主的に活動できるようにバックアップを行った。	各リーダーが自主的に活動できるよう、引き続きリーダーのバックアップを行う。
②	他機関と連携しながら体操を広め、実践しやすい環境づくりを行っていく。	ばん座位体操フェスタ2024の開催を通し、ばん座位体操の普及を図った。	ばん座位体操を広めるため、動画の周知を行う等、ばん座位体操を実施しやすい環境づくりを行っていく。
③			
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操・あらみん体操（健康推進課）		
議（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-52		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	尾久生活実習所運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	加藤	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-15-01	尾久生活実習所運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 59（1984）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。						
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者						
内容	延床面積：本所＝2224.64㎡、分場＝440.48㎡ ◇主要設備：本所＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） ◇事業内容：生活介護（定員 本所58名、分場19名）… 生活指導、生活援助、創作活動等 1グループあたり利用者6～12名（本所7グループ、分場2グループ） 職員は各グループ4～5名体制 ◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 ただし、平成18年度からは定率負担は3%。 非課税世帯は減免あり。 食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円） 平成22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。						
経過	昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名。その後、定数増を行い、最終19名。 平成19年：定員変更 本所39名、分場19名 平成21年4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。 平成29年・31年：定員変更 本所39名→44名（平成29年4月） 本所44名→45名（平成31年4月） 令和2年4月：定員変更 本所45名→48名（併設の西尾久西部SC廃止により本所の面積へ算入） 令和3年4月：定員変更 本所48名→58名（実習室拡張による） 令和7年：本所3階で、荒川生活実習所及び尾久生活実習所利用者を対象に施設入浴を開始予定						
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は重度障がい者であっても在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置・運営を行っている。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会（平成18年4月～） 指定期間：令和6年4月～令和11年3月（現在、第5期）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用者定員（人）	77	77	77	77	77	6年度：本所58、分場19
	② 利用者数（人）	74	74	72	73	77	6年度：本所55、分場17
③ 利用率（%）	96.1	96.1	93.5	94.8	100	利用者数／利用者定員	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組むとともに、通所希望者の状況に合わせて定員拡大を行っていく。					

(単位：千円)

備考	行政費用(物件費)の増は、主に送迎バスの運用変更(マイクロバス1台減及びワゴン車2台増)や、給与改定による人件費の増に伴い、指定管理料が増となったことによる。行政収入は、その他で介護給付費(生活介護)及び給食費を受け入れている。
----	--

問題点	○特別支援学校卒業生の進路先確保のため、引き続き人員配置等を考慮したうえで、適切に定員拡大を検討していく。 ○建物の管理においては、中長期計画等に基づき、今後も修繕・改修を継続していく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個別の能力に応じた多様な活動の他、感染症拡大前に実施していた事業等、利用者のニーズに合わせたサービスを提供する。	感染症拡大前に実施していた事業の他、新規で日帰りバスハイクを実施する等、利用者のニーズに合わせたサービスを提供した。	ニーズを踏まえた活動プログラムの充実を検討するとともに、利用者の身体機能強化・自立促進に取り組む。
②	障がいのある方への理解促進のため、防災活動やイベントの実施等を通し、地域社会との交流を深める。	地域住民参加型避難訓練や施設公開の実施を通して地域社会との交流を深め、障がい者への理解促進に努めた。	障がいのある方への理解促進のため、引き続き施設公開やボランティア受入など地域社会との直接交流の機会創出に努める。
③	—	—	施設入浴を安全に実施するため、必要な人員体制・設備等の整備を行い、利用者へ施設入浴の提供を開始する。
他 施 区 状 況 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成29年度2月会議 「生活介護施設の増設と、尾久生活実習所分場の改修について」 令和3年予算特別委員会「尾久生活実習所分場での新型コロナウイルス感染症陽性者の発生について」 令和5年決算特別委員会「尾久生活実習所分場の環境整備と、本所3階の浴室利用について」 令和7年2月福祉・区民生活委員会「尾久生活実習所保護者会から要望した二件の促進に関する陳情について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-53		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所 運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	五十嵐	内線	2862		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-15-02	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。 【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。							
対象者等	【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であり、一般就労及び授産活動が困難な方 【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であり、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能な方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方							
内容	【施設概要】1F荒川生活実習所 2F荒川福祉作業所 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他 【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（定員47名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者8～10名で5クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。 【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：荒川生活実習所と同様							
経過	昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設 昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管 平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行（給食実施） 平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備） 平成19年 4月 荒川区社会福祉協議会が指定管理者として両施設の管理運営開始 平成21年 4月 障害者自立支援法に基づく通所施設に移行、定員拡大（荒生27→40名/福作48→55名） 平成29年 4月 荒生定員拡大（40→42名） 平成30年 4月 荒生定員拡大（42→45名） 平成31年 4月 荒生定員拡大（45→47名）							
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～） 指定期間：令和4年4月～令和9年3月（現在、第4期）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	生活介護施設定員数（人）	47	47	47	47	47	
	②	荒川生活実習所利用者出席率（%）	87.7	86.1	81.6	83.4	90.0	出席日数／（平日×利用者数）
③	荒川福祉作業所利用者出席率（%）	86.4	85.4	88.7	86.3	90.0	出席日数／（平日×利用者数）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進	障がい者の地域での自立の促進を図ることを目的とし、安定した施設運営を推進する。					

[illegible]

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				5年度	6年度	差額	勘定科目				5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,706	4,414	▲ 292	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	309,631	336,128	26,497		国庫支出金	0	0	0				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	5,377	5,377	0		その他	163,035	165,981	2,946				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	163,035	165,981	2,946				
		賞与・退職給与引当金繰入額	928	614	▲ 314		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 157,607	▲ 180,552	▲ 22,945				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
	行政費用合計(b)	320,642	346,533	25,891	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 157,607	▲ 180,552	▲ 22,945						
	特別費用(g)	2	0	▲ 2	特別収入(f)	2	0	▲ 2						
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 157,607	▲ 180,552	▲ 22,945						

備考	行政費用のうち物件費は指定管理料が多くを占めており、人件費増等により物件費が増額となった。行政収入（その他）は、障害者総合支援法に基づく介護給付費及び訓練等給付費と給食費を受け入れている。
----	--

問題点・課題	【荒川生活実習所】 ○個別の状況に応じた計画策定及び、記録を実施するとともに利用者の高齢化、障がいの重度化に対応したプログラムや支援の充実を図る。 【荒川福祉作業所】 ○共同受注への参加や取引先の開拓に取り組み、作業受注の増加を図るとともに、利用者の能力向上を図り、継続的に工賃向上を目指す。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染症等の予防措置を講じた上で、利用者のニーズを踏まえた活動プログラムを充実させていく。	ボランティアの受け入れや地域イベントで自主生産品の販売を行うなどの地域交流を通じて、障がい者理解の促進を図った。	利用者と地域住民との交流及び協働の機会を設け、障がい者理解への促進に取り組む。
②	高齢化や障害の特性に応じて、利用者のニーズを踏まえた活動プログラムを充実させていく。	外出回数の増加や、外出範囲の拡大の他、コロナで自粛していたイベントを再開させるなど、活動プログラムを充実させた。	感染症の予防措置を講じた上で、利用者のニーズ等を踏まえて、所内、所外における活動プログラムを充実させていく。
③	共同受注へ参加するとともに、作業量の安定的供給を図り、工賃向上を目指す。	従来の受注先からの受注量を増加させた他、支援計画を見直し、作業能率が向上したことで、工賃向上へ繋がった。	新規取り引き先開拓や共同受注へ参加するなど、受注量増加に取り組む、今後も継続的な工賃向上を目指す。
他 施 区 状 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
況 (要 旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-54		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	障害者福祉会館運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課			
			担当者名	小林			
			課長名	増田			
			内線	2681			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-15-03	障害者福祉会館運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 9	（ 1997 ）	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	障がい者の自主的活動及び福祉サービスの利用を支援するとともに、社会参加を促進することにより、障害者福祉の増進を図る。						
対象者等	障がい者及び区民全般						
内容	【貸館業務】多目的ホール、会議室等の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除） 【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室 【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書等の閲覧、各種展示 【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座 【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練 【特定相談支援事業】障がい者の抱える課題解決や適切なサービスの利用に向けた利用計画の作成 【施設概要】荒川区荒川2-57-8 ●主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 ●開館時間：9：00～22：00 ●構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 ●敷地面積：771.64㎡ ●延床面積：1,482.08㎡ ●休館日：毎月第3火曜・年末年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】72団体（令和7年3月31日現在）						
経過	平成 9年 8月 開設 平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年 1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大） 平成14年 8月 インターネットスポット開設 平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置 平成18年 4月 指定管理者制度に移行 平成21年 4月 情報バリアフリー化推進事業を統合 平成26年 3月 福祉避難所として指定 平成26年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始						
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会 期間：R6. 4-R11. 3[第5期]						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① アクロスあらかわ利用者数（延べ）	35,604	38,510	39,951	40,255	67,000	
	② 福祉教育事業の参加者数	523	727	252	260	300	
③ 計画相談支援事業（件）	1,101	1,409	1,448	1,491	1,500		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					
障害者福祉の増進を図る区立施設を運営する事業であるため、継続して実施する。							

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	昇降機内操作盤改修	363	委託料	人件費、管理費、事業費等	91,309	需用費	消耗品費	16
委託料	人件費、管理費、事業費等	82,135				委託料	人件費、管理費、事業費等	95,858

(単位：千円)

備考	行政費用のうち、物件費は指定管理委託料であり、特定相談支援事業の件数増等に伴い増加した。行政収入の都支出金は、障害者施策推進包括補助の補助対象期間が終了したため、皆減となっている。
問題点・課題	○開館日・開館時間・立地条件などの特質を活かし、登録団体のほか文化団体などの利用拡大をより一層図る。 ○災害時に備え、荒川区地域防災計画や災害時協定に基づき、引き続き、適切な福祉避難所開設の方法など、障がい当事者と協働し取り組みを行う。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	障がい当事者や障がい者団体、地域住民と連携し、防災に関する活動を実施していく。	障がい者団体をはじめ、地域の町会、消防署を交えて防災訓練を実施し、地域一丸となって、防災意識を高めることができた。	施設に設置しているご意見箱等を活用し、障がい当事者からのニーズを把握し、満足度の高い事業を行い地域づくりに貢献していく。
②			
③			

他 施 区 状 の 実 況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
	※運営団体、規模は各区によって異なる。 貸館業務実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成26年度9月会議 「福祉避難所の支援体制」
	平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-55		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	河野	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-15-04	精神障害者地域生活支援センター運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	障害者総合支援法・荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例・同施行規則等		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等						
内容	【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー 【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談 【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成 ※開館日・時間※ 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）						
経過	平成12年 保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定 平成13年 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定。 平成15年 1月 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 平成17年 4月 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始 平成18年 4月 デイケア事業の一部を委託 平成18年10月 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型」へ移行 平成20年 4月 福祉サービス事業開始 平成24年 4月 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更 平成25年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始 平成29年 7月 宮の前ひろば館2階をアゼリアに拡張・利用開始						
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定管理者：社会福祉法人トラムあらかわ 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（現在、第5期）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① プログラムの実施回数（回）	387	449	447	457	463	
	② 相談件数（人）	25,370	25,469	23,826	23,931	25,674	面接相談＋電話相談＋訪問・同行
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	多様化する相談に対し、きめ細かな相談対応及びプログラムを充実させるため、必要な体制の整備を推進する。					

(単位：千円)

備考	行政収入「その他」は特定相談事業による法定給付費を、都支出金は障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金をそれぞれ受け入れたものである。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者ミーティングやアンケート、ピアスタッフの関わり等によりニーズを把握し、施設運営に繋げていく。	定期的な利用者ミーティングや利用者アンケートの実施、ピアスタッフが関わることで利用者の意見を施設運営に繋げた。	利用者のニーズを把握し、プログラムの見直しや改善等に努め、利用者の満足度向上に繋がるサービスを提供していく。
②	利用者の症状や生活習慣等の傾向及び課題を把握し、引き続き、様々なプログラムを実施する。	地域交流や創作的・生活支援的プログラム等、様々なプログラムを提供した。	引き続き、利用者の症状や特性に応じたプログラムの提供を展開していく。
③	作品展等を通じ、施設や利用者に対する地域への理解促進の機会を創出していく。	今年度より新たに実施した東京都立大学荒川キャンパスでの作品展等、地域への施設や利用者の理解促進を図った。	今後も作品展等を通じた、施設や利用者に対する地域への理解促進の機会を創出していく。
他 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成27年予算特別委員会 「精神障がい者の相談体制の充実・施設の拡充について」 平成28年度9月会議 「精神障害者地域生活支援センターの早期増設について」 平成29年度6月会議 「精神障害者地域生活支援センターの増設について」 令和4年度11月会議 「精神障がい者へのSNS等を活用した情報発信について」 令和5年度11月会議 「当事者への積極的な周知について」「施設の老朽化について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-56		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	障がい者グループホーム等施設整備事業費		部課名	福祉部障害者福祉課			
			担当者名	高中			
		課長名	増田				
		内線	2681				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-15-08	障がい者グループホーム等施設整備事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 29（ 2017 ）年度	根拠	障害者グループホーム等施設整備費等補助金交付要綱・要領				
終期設定	☒ 有 ☐ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	親なき後支援の一環の取り組みとして、事業者が区有地及び民有地を活用して実施する重度障がい者グループホームや生活介護施設等の施設整備に要する経費の一部を、荒川区（以下「区」という。）が補助し、施設の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障がい者の地域生活を支援し、もって障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	区有地及び民有地を活用し、重度障がい者グループホームや生活介護施設等を新たに整備する社会福祉法人等及び民間企業等（平成29年度及び30年度については、公募により選定された東日暮里二丁目障害者グループホームの整備・運営事業者を対象とした）						
内容	区有地や民有地を活用したグループホームや生活介護施設等の整備に係る区独自の補助金により、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活及び日中活動の場を確保する。 <補助制度の概要> ○補助対象経費：障がい者グループホームや生活介護施設等を創設・改築・改修等する民間事業者が負担する、施設整備費用及び設備整備費用（法人自主事業に係る部分は除く） ○補助単価：413,000円/㎡ ○補助率：共同生活援助 社会福祉法人等：7/8 民間企業等：1/2 生活介護 社会福祉法人等：7/8 民間企業等：1/2 区委託事業部分 10/10 ※国・都補助額控除後の残額を対象とする						
経過	平成27年度 区から国・都に対し、建設費の補助上限額を引き上げることがを要望 平成28年度 区議会から厚生労働大臣に補助金拡充の要望書提出 東日暮里二丁目障がい者グループホームの整備事業者公募に際し、選定委員会委員からも補助金の創設を検討すべきとの意見があり、区として29年度からの補助実施を行うこととした。 東日暮里二丁目障がい者グループホーム整備事業者選定 平成29年度 東日暮里二丁目障がい者グループホーム用地貸付、補助要綱制定、整備開始 平成30年度 補助金を交付し、グループホームは12月に開所した（名称：グループホームひぐらし） 令和5年度 重度障がい者グループホームや生活介護施設の確保を促進するため、既存補助制度の充実を図り、新たに民有地及び民間企業等を補助対象とした。 令和7年度 補助単価の見直し（321,000円/㎡→413,000円/㎡）						
必要性	社会福祉法人等及び民間企業等による重度障がい者グループホームや生活介護施設等の整備を促進し、障がい者の生活及び日中活動の場を確保するとともに、施設の安定した運営を図るため、必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 【補助】施設の整備について、事業者に対し区の補助制度を適用する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助事業を活用したグループホーム整備数	0	0	0	1	1	
	② 補助事業を活用した生活介護施設整備数	0	0	0	0	1	
③ 生活介護施設定員数（民間施設）	40	40	40	49	67		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	重度障がい者グループホームや生活介護施設等の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障がい者の地域生活を支援し、障がい者の福祉の向上を図ることから重要な事業である。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、給与関係費が主となっており、1,351千円の増となっている。施設整備費補助の実績がなかったため、補助費等は発生していない。
----	---

問	補助内容の見直しを行い、補助対象者や対象施設の拡充を行ったため、改正後の補助制度について事業者等へ周知を行うほか、公共用地の活用を検討するなど、制度の活用を促進していく必要がある。
---	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業所等に対し、制度の周知を行うほか、公共用地の活用を検討するなど、施設整備を進める。	事業者等へ制度の周知を図るほか、重度障がい者向けグループホームの誘致に向け、用地取得のための協議を行った。	引き続き事業者等へ制度の周知を図るほか、取得した用地等の活用に向け、運営事業者の選定等、適切に行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 13 区	未実施 0 区	不明 9 区)
議会質問状(要旨)	令和4年度 2月会議 「障がい者グループホームのニーズ等について」 令和5年度 6月会議 「障がい者グループホームの誘致・整備の進捗状況について」 令和5年度11月会議 「障がい者グループホームの設置時期について」 令和6年度 9月会議 「障がい者グループホームの誘致について」 令和7年福祉・区民生活委員会 「障がい者グループホームの整備について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-57		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	矢部	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-01	スクラムあらかわ運営等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	協定書、地域生活支援事業実施要綱等、運営費		
終期設定	☐ 有	☒ 無	（ ）	年度	法令等	補助金交付要綱	
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	【地域生活支援事業】身体障害者福祉手帳又は愛の手帳を所持する障がい者 【運営費補助金交付】社会福祉法人 すかい						
内容	1 施設概要 ○所在地 町屋6丁目28番13号 ○面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡ ○構造 鉄筋コンクリート造6階建 ○開設 平成24年4月 2 事業内容 (1) 運営費補助（補助事業） 看護師等的人件費：年額25,000,000円、生活支援補助員人件費：年額13,200,000円 短期入所用居室経費：年額4,750,000円（1居室分）※2居室分が上限 (2) 地域生活支援事業（委託事業） 地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人 日中一時支援 提供日：平日16時～20時 定員：15人 施設入浴（登録者の予約制） 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名 相談支援 提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制） 移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制						
経過	平成20年度 用地取得 平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結 平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事 平成23年度 建設工事・竣工 平成24年度 開設 平成29年度 ピアホーム西日暮里が平成28年度末で廃止となることに伴い、後継となるグループホームが開設されるまでの間、代替して緊急一時保護事業を実施する。 平成30年度 グループホームひぐらしが開設したため、10月で緊急一時保護事業を終了した。 令和 3年度 地域生活支援拠点機能事業所として認定 令和 7年 4月 運営費補助／短期入所用居室経費：年額4,500,000→年額4,750,000円（1居室分）						
必要性	障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 施設の運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者業務委託する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① グループホーム入居利用率（％）	87.0	81.8	76.8	81.9	90.0	利用日数／（365日×18床）
	② 短期入所利用率（％）	81.0	89.8	77.1	82.6	90.0	利用回数／（365日×12床）
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		135,566	134,703	135,207	135,920	137,104	145,387	176,492
決算額（7年度は見込み）		131,508	134,131	135,154	135,832	136,742	144,019	176,492
実績 の 推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	共同生活援助事業在籍者数（人）	16	17	16	17	18	18	18
	短期入所事業利用回数（回）	3,542	2,228	2,852	3,551	3,829	3,375	3,618
	地域活動支援センター事業実施回数（回）	605	674	538	626	910	930	950
	日中一時支援事業実施回数（回）	2,637	1,525	1,752	2,281	2,952	3,228	3,530

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	地域生活支援委託	89,900	委託料	地域生活支援委託	96,819	委託料	地域生活支援委託	128,792
負担金補助等	運営費補助	46,842	負担金補助等	運営費補助	47,200	負担金補助等	運営費補助	47,700

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,231	1,358	127	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	89,900	96,819	6,919		国庫支出金	16,377	18,214	1,837
		維持補修費	0	0	0		都支出金	10,246	11,540	1,294
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	46,842	47,200	358		使用料及び手数料	45	45	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	26,668	29,799	3,131
		賞与・退職給与引当金繰入額	243	189	▲ 54		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 111,548	▲ 115,767	▲ 4,219
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	138,216	145,566	7,350	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 111,548	▲ 115,767	▲ 4,219			
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 111,548	▲ 115,767	▲ 4,219			

備考	物件費の増は委託料が増額となったことによる。行政収入は、各支出金で地域生活支援事業費補助金（国・都）、障害者施策推進区市町村包括補助金（都）、使用料及び手数料で土地賃貸借料（電柱）を受入れている。
----	---

問題点・課題	・グループホームは3年間の通過型であるため、退居後の生活の場の確保が必要である他、入居者の入れ替えに伴う空床の対応を検討する必要がある。 ・利用率の低い事業があるため、新規利用者の確保が求められる。利用にあたっては、適切な利用につながるように利用方法の周知を図っていく必要がある。 ・委託事業、補助事業それぞれについて運用を見直したため、経過を注視しながら、今後も現状に即した運営を図っていくことが求められる。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区内グループホームの空き情報等を共有するなど、関係機関と連携しながら退所後の支援を行っていく。	退居後支援のため区内グループホームの空き情報等を共有した。また、空床時に短期入所として利用するため施設形態を変更した。	引き続きグループホームの空き情報等を事業者及び関係機関に提供し、退居後支援や空室対策につなげていく。
②	新規登録者を増やすため、広報媒体や周知先などの周知方法の見直しを行っていく。	新規の登録や登録の継続に繋げるため、利用者のニーズを踏まえながら、登録要件について見直しを図った。	利用決定の新規・継続によらず、適切な利用につながるよう事業者と連携しながら利用方法等を周知していく。
③	施設入浴や日中一時支援事業について、利用傾向や運用面における課題点を把握していく。	委託事業について、把握した課題等から運用を改善し、また、補助事業についても現状に即するよう基準額を見直した。	引き続き、委託事業・補助事業における課題等の把握に努めながら運営の充実を図っていく。
他 区 の 実 況	（実施 5 区 他区の施設整備状況 台東区、千代田区、目黒区、文京、新宿（精神障がい者対象の複合施設）	（未実施 17 区 不明	（0 区）
議 会 質 問 状 況 （要旨）	平成21年決算特別委員会 平成27年予算特別委員会 令和2年決算特別委員会 令和3年決算特別委員会 令和4年決算特別委員会	「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」 「入居後3年が経過し、退去することとなる者について、退去後の動向は？」 「施設入浴サービスについて」 「退所後の行き先について」 「施設入浴サービスについて」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-58		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい者相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	塚越		内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者相談支援事業実施要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	精神障害者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障害者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等						
内容	(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること (2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。						
経過	平成27年 事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者を選定 平成28年2月 荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」開設 令和5年12月 建物解体に伴い事業所を東日暮里1丁目から東日暮里3丁目に移転						
必要性	全国でも年々増加・深刻化している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 委託先 社会福祉法人ソラティオ						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用総延べ件数（件）	1,986	2,133	2,108	2,400	3,075	
	② 利用実人数（人）	246	190	111	220	395	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進		推進		年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進するために、今後も関係機関と連携し、中心的な役割を担っていく。			

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち物件費は、法人への運営費(委託料)が占めている。

区立精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）や地域の関係機関と連携し、精神障がい者の相談支援体制を確立して連携強化を図っていく必要がある。また、市内の精神障害関連部署（こころの健康推進係、健康部健康推進課）との連携を図りながら事業周知を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事例検討会などを通じ、相談員のスキルアップを図るとともに、区民への事業周知を行っていく。	区民への事業周知を行うとともに、入院施設のある周辺病院との関係構築に向けた訪問、チラシ配布を実施した。	引き続き区民や関係施設へ事業周知を行うとともに、事例検討会等を通じて相談員のスキルアップを図る。
②			
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 （要旨） 質問状	平成27年度2月会議「アゼリアでの相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」 平成27年度6月会議「障害者支援について（相談窓口の充実）」 平成27年予算特別委員会「精神障がい者相談施設の充実等対応について」 平成29年度6月会議「区民の精神障がいへの理解促進及び、相談窓口の拡充について」 令和4年度11月会議「精神障がい者へのSNS等を活用した情報発信について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-59		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障害者緊急一時保護事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	沼田		内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-03	障害者緊急一時保護事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠	荒川区障害者緊急一時保護事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	心身障がい者が、介護者又は家族の事情により一時的に家庭で介護を受けることが困難となった場合に、施設において介護者に代わる者が介護を行うことにより、心身障害者及びその家族の福祉の増進を図る。							
対象者等	在宅で就学年齢以上の、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳の所持者							
内容	在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に、介護者に代わり介護を行う。利用には事前登録が必要。 【事業実施施設】 グループホームひぐらし（荒川区東日暮里2-45-12） 定員：1人 利用期間：1回につき原則3日以内（レスパイト等での利用の場合は年度内2回の制限あり） 利用料：無料（食費は自己負担：朝300円、昼400円、夜600円） 利用形態：日帰り利用・宿泊とも受入							
経過	平成29年 4月 指定管理の一環として緊急一時保護事業を行っていた荒川区立障害者グループホームの廃止に伴い、後継となるグループホームひぐらし開設までの間、スクラムあらかわにて緊急一時保護事業を開始 平成30年12月 グループホームひぐらしが開設したため、スクラムあらかわで実施していた緊急一時保護事業は終了し、グループホームひぐらしにて緊急一時保護事業を開始							
必要性	緊急時の受入れ機能は、地域生活支援拠点が備えるべき機能の1つであり、在宅の障がい者が地域での生活を継続していくために必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 一般社団法人オフィスサプライ							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	緊急一時保護延べ利用者数（人）	8	8	16	20	50	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	心身障がい者及び家族の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	施設の整備状況の確認をしたり、事業者に対し聞き取りを行ったりする等、現状の把握を行う。	施設訪問を行い、設備状況の確認のほか、事業者からの聞き取りを行い、現状を把握した。	事業者の人材育成の意向を汲み取り、研修の案内を行うため、国や都が行っている研修の情報を収集する。
②	利用者負担を軽減するため、健康診断書の検査項目及び提出頻度について見直しを行う。	委託事業者と協議を行い、健康診断書の検査項目及び提出頻度について見直しを行い、利用者の負担軽減に繋げることができた。	引き続き利用者ニーズの傾向や事業者の実態の把握に努め、適宜事業の見直しを検討していく。
③			
他区の 実施状況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 実施している16区のうち、2区は事業化していないが短期入所などの範囲内で、緊急時受け入れの対応をしている。		
議 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-60		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	曲田		内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 41	(1966)	年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者の社会復帰と援助するために障がい福祉サービス等の相談、訪問等を行う。							
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数5,000人）その家族、関係者。							
内容	1 予防と健康の保持増進 相 談 障がい福祉サービス等について 保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時） 2 保 護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意（医療保護入院） 3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）							
経過	平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報 精神保健福祉法一部改正に伴う医療保護入院 保護者制度の廃止→家族等の同意 平成28年度 精神保健福祉事業の普及啓発・相談事業については、荒川区保健所健康推進課へ移管 令和 2年度 ホームヘルプ講座の中止 令和3年度以降廃止 令和 5・6年度 インフルエンザ感染症拡大等により、スポーツ交流会を中止							
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	保健師による相談者（延べ人数） (人) <訪問・面接・電話相談>	6,126	7,635	2,762	2,802	2,842	6年度から、業務分担により保健師の活動が整理されたため減少。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

備考	行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助、難病医療費助成に係る事務費交付金、小児精神 病棟医療費助成に係る事務費交付金等を受入れている。令和6年度は、自立支援医療費（精神通院）等事務処 理件数の増により、都支出金が増えている。
問題点・課題	事務移管により、区民からの相談窓口が健康推進課となりわかり易くなったが、障害者福祉サービスについ ては相談が健康推進課、申請は障害者福祉課と担当課が分かれているため、引き続き調整していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	福祉サービスについて、速やかに対応できるように、関係部署や事業所等と連携していく。	福祉サービスについて、速やかに対応できるように、関係部署や事業所等と連携した。	引き続き、福祉サービスについて、速やかに対応できるように、関係部署や事業所等と連携していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成27年度11月会議 平成29年度 6月会議	「引きこもり対策について(実態調査の実施・総合支援)」 「精神障がい者に対する理解の促進について」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-61		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	曲田	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。							
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者に参加を依頼。							
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 （1）精神保健福祉活動の推進に関すること （2）関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること （3）精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること （4）自助グループ、協力団体等の育成に関すること （5）その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神保健福祉ネットワーク会議は、関係機関相互の「顔の見えるネットワーク」を生かし、令和2年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場として、地域課題の理解と学習、対応策についての意見交換、実施の場とした。							
経過	平成8年度 酒害相談を開始し、酒害相談関係機関連絡会を開始。 平成10年度 精神保健福祉連絡協議会を設置 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会（11年度発足）と酒害相談関係機関連絡会を統合。 平成17年度 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化し、精神保健福祉ネットワーク会議として位置付けて実施。また、精神保健福祉連絡協議会の委員の見直しに伴い、要綱・要領を改正し、支援センターアゼリアの代表を加えた。 平成29年度 精神保健福祉連絡協議会の運営要領を一部改正 令和元年度 自立支援協議会の地域移行部会の精神ワーキンググループを、精神保健福祉連絡協議会の部会として位置づけた。また、策定した自殺対策計画の進行管理を行う場とした。 令和2年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として、精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉ネットワーク会議を位置付けた。							
必要性	精神保健福祉に関する、医療・保健・福祉・介護・当事者・司法等が精神保健福祉の最新情報の共有、学習会、施設紹介を通して、地域課題の共有と課題解決に向けた関係機関相互の連携を円滑に進めることができる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1連協の委員任期 令和6年4月～令和9年3月 年間1回の実施 次期委員の選任 2ネットワーク会議は年2～3回。区内外の医療機関、関係機関へ実務担当者の参加を呼びかけている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	①	精神保健福祉ネットワーク会議参加者数（人）	50	0	0	50	100	コロナ感染症、精神関係申請数等を鑑みて実施している。
	②	精神保健福祉ネットワーク会議参加団体数（団体）	47	0	0	47	50	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	地域精神保健福祉施策の推進を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部委員・講師謝礼	81	報償費	外部委員・講師謝礼	108	報償費	外部委員・講師謝礼	137
需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	3	需用費	食糧費	4
使用料等	会議室使用料	0	使用料等	会議室使用料	8	使用料等	会議室使用料	8

備考	行政費用のうち補助費等の増は、精神保健福祉連絡協議会の出席委員数の変動によるものである。 行政収入の国庫支出金は、地域生活支援事業費等補助金を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。
問題点・課題	地域課題等について検討していくために、地域移行部会や関係部署等と調整しながらネットワーク会議を実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	精神保健福祉の課題について幅広くネットワークや円滑な情報共有等の体制作りを行う。			精神保健福祉連絡協議会や、自立支援協議会地域移行部会開催の中で課題の共有・情報交換を図り関係期間とのネットワークの維持に努めた。			引き続き、精神保健福祉の課題について幅広くネットワークや円滑な情報共有等の体制作りを行う。		
②									
③									
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会(要旨)									

事務事業分析シート（令和7年度）										No1	
事務事業コード		08-05-62			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		自殺予防対策事業			部課名		福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
					担当者名		二木・中山		内線	2695	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-17-03			自殺予防事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度			根拠法令等		自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度									
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市							
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		07 障がい者の相談・支援体制の充実							
目的		「自殺対策は生きることの包括的な支援である」という基本理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、区民や区職員らが、自殺に追い込まれる恐れのある方に接した際に「気づき、（聞いて）つなげ、支える（見守る）」ことができ、一人でも多くの区民が自殺に追い込まれることなく「誰もが生きる喜びを実感できるまち」となるよう、事業を行う。									
対象者等		一般区民・区職員・関係機関職員									
内容		1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防事業手引きの作成・こころといのちのカード・ポケットティッシュの配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントや図書館・区民ギャラリー等での普及啓発活動の実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携は実務担当者連絡会の開催 4 自殺未遂者支援 日本医科大学病院と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 関係機関との連携による若者世代の自殺対策の実施									
経過		平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員・職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始。自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表 平成24年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始 平成26年度 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業 令和元年度まで） 平成28年4月 自殺対策基本法の改正により、自殺対策市区町村計画の策定の義務化 令和元年11月 荒川区自殺対策計画を策定 令和4年10月 国の自殺総合対策大綱の改訂									
必要性		自殺対策基本法により、「地方公共団体は当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されている。区民の幸福実現のため、生きることの包括的支援としての自殺対策事業は重要である。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)					
		① 自殺関連相談（件）	1	3	6	8	10	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数			
		② 自殺者（人・年統計）	35	35	37	32	28	厚生労働省による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照			
③ ゲートキーパー研修受講者（人）	187	201	173	200	250	区及び関係機関職員・区民団体からの依頼による研修受講者数					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
7年度		8年度									
推進		推進		令和元年11月に策定した荒川区自殺対策計画に基づき、「誰もが生きる喜びを実感できるまちあらかわ」を目指して、全庁的に自殺対策に取り組む。							

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	225	報償費	講師謝礼	194	報償費	講師謝礼	424
需用費	印刷製本・消耗品	234	需用費	印刷製本・消耗品	63	需用費	印刷製本・消耗品・食料	222
委託料	印刷・封入作業委託料	58	委託料	印刷・封入作業委託料	59	委託料	印刷・封入作業委託料	60
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	9	使用料等	会場使用料	31

備考	行政費用のうち物件費の減少は、区民団体からの依頼によるゲートキーパー研修がなかったためである。
問題点・課題	荒川区自殺対策計画を令和8年に改定の予定のため、荒川区の自殺の現状や傾向、自殺予防に関わる事業の進捗状況について確認、分析することが今年度の課題となる。

問題点・課題の改善策										
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	ゲートキーパー研修において、幅広いテーマや世代別の特徴に合わせた質の高い企画を行う。	フォロアアップ研修において、初めて労働問題に知見のある講師を選定したことで、今まであまり参加がない所属の職員の参加があった。			現状や要望を加味したテーマを検討し、研修を企画する。					
②	自殺対策の啓発について、区民等に自殺対策の理解をさらに深めてもらえるよう、各種広報媒体をさらに活用する。	区民ギャラリーでの展示や区報・区営掲示板での啓発、ホームページの改訂をすることができた。			引き続き区報等での啓発活動を行う。また、SNS等の活用も進めていく。					
③	8年度の自殺対策計画改訂へ向け、国や都の大綱・計画をもとに、現状に合わせた計画の準備を行う。	計画と現状を比較し、今後改訂に向けて修正が必要な点について検討を進めることができている。			8年度の自殺対策計画改訂へ向け、国や都の大綱・計画をもとに、現状に合わせた計画の準備を行う。					
他 施 状 況	区の実	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成28年度2月会議 「心のケア対策（大学病院と連携した自殺未遂者対策及び心の病に関する施策）について」									
	平成29年2月会議「精神疾患の地域連携の推進と自殺予防対策の強化について」									
	令和2年決算特別委員会「荒川区の自殺者に対策について」									
	令和4年度6月会議「荒川区の若者への自殺対策について」									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-63		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田	
			担当者名	沼田	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-18-01	就労支援センター運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠法令等	障害者就労支援事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し以下の要件に該当する満15歳以上の者。①一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児）②小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）						
内容	・支援内容 - 就労面：就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 - 生活面：日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・令和6年度（3月末現在） - 登録者数 839人（身体 107人、知的 376人、精神 354人、他 2人） - 新規就労実績 39人（身体 5人、知的 21人、精神 13人、他 0人） - 就労継続者数 382人（身体 42人、知的 218人、精神 122人、他 0人）						
経過	平成15年 6月 先進自治体の調査を開始 平成15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 平成15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 平成15年11月 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 平成15年12月 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） 平成19年度 都補助金が財調参入 平成23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置 平成25年12月 長期勤続者表彰制度開始（年1回実施） 令和 5年 4月 非常勤事務職員1名増員 令和 7年 4月 常勤支援員1名増員 令和 7年 4月 荒川区社会福祉協議会からアクロスあらかわ3Fに事務局移転						
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・ 荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤5名 ・ アクロスあらかわ3Fに設置						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 登録者数（人）	720	785	839	900	938	
	② 職業相談件数（件）	2,273	2,771	3,452	3,800	3,977	
	③ 職場定着支援件数（件）	5,996	6,274	6,429	6,800	7,577	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	障がい者の就労の維持・促進に向けて安定した施設運営を推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き登録者本人の生活環境や意向を踏まえ、多様化する特性にあった支援を行っていく。	登録者の生活環境や意向の把握に努め、効果的な支援を実施した結果、新規就労や就労継続に結びついている。	登録者の増加等に対応するため、常勤支援員を増員する。
②	就労先企業の新規開拓を積極的に行い、登録者それぞれの特性にあった就労支援に努めていく。	新規開拓を促進するため、区内商工会議所幹部会へ出席し、事業周知を行った。	区内商店街の町内理事会において事業の周知を行い、区内就労先の新規開拓に結びつける。
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会要質問状(要旨)	平成28年度2月会議「障がい者の自立への支援について(就労支援の充実)」 平成29年度2月会議「障がい者雇用に関するノウハウ等を事業者へ情報発信する取り組みを積極的に行っているのか」 令和4年度11月会議「難病患者に対する障害者雇用の促進について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-64		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	藤島	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-18-02	障害者雇用支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。							
対象者等	①就労を希望する障がい者 ②区内の特例子会社 ③障がい者を雇用している法人等							
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労講習】清掃・施設受付・喫茶補助等訓練、パソコン講習、ビジネスマナー講習を実施。 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する。 ②特例子会社支援 区内特例子会社に対し、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、雇用促進を図る。 ③障がい者雇用支援補助 他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が障がい者雇用において必要な環境整備を行った際の費用の一部を補助する。							
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始							
必要性	障がい者雇用に関する施策は、障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【特例子会社支援・障がい者雇用支援補助】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 訓練受講者数（人）	16	16	12	20	25		
	② 特例子会社数（社）	1	1	1	1	1		
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のために重要な事業であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち物件費の増は、訓練委託料の増による。 行政収入は、障害者施策推進包括補助については、補助対象期間が終了したため、R6年度より皆減となっている。
----	--

問題点	○本事業の利用者を増やすため、制度の周知が課題となっている。 ○より多くの障がい者の就労及び社会参加に繋がるよう、じよぶ・あらかわや、障がい者通所施設等の関係機関と一層の連携を図る必要がある。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	各種連絡会等を通じて、引き続き制度の周知に努め、利用者の拡大を目指す。	支援機関と連携し、障がい者向け就労支援講習の周知を行い、障がい者の就労促進に努めた。	障がい者通所施設等の関係機関との連携に努め、制度の周知を積極的に行う。
②			
③			
他区の状況	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 実施：足立区、世田谷区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、葛飾区		
議会（要旨）	平成27年度6月会議 「障害者雇用と長期勤続表彰について（障害者の就労支援への区の見解・長期勤続表彰の事業継続）」 令和4年度11月会議 「難病患者に対する障害者雇用の促進について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-65		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	藤島		内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増額等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。						
対象者等	区内作業所19ヶ所 内訳：A型（2ヶ所） 身体及び精神1ヶ所・知的及び精神1ヶ所 B型（15ヶ所） 身体知的1ヶ所、知的3ヶ所、精神6ヶ所、身体知的精神5ヶ所、生活介護（1ヶ所）知的1ヶ所 その他（1ヶ所）身体（視覚）1ヶ所						
内容	【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加意欲の向上を図る。 【業務内容】 ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布						
経過	平成21年度	事業開始					
	平成23年度	作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり）					
	平成24年度	作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお）					
	平成25年度	作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度					
	平成26年度	就労支援施設経営研修実施					
	平成30年度	東京都共同受注体制への参加					
	令和3年度	西尾久三丁目障がい者就労支援施設3階に共同受注物流拠点及び共同作業場設置					
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の会計年度任用職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 区内作業所の平均月額工賃(円)	14,053	19,485	20,553	20,553	20,553	R6は見込。R5より平均工賃月額の計算方法変更により金額増加
	② 共同受注の請負件数(件)	4	5	10	10	10	
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進	推進	共同受注物流拠点及び共同作業場の設置により、広いスペースを要する大型案件を請け負うことができるようになった。作業所の工賃増額のため、自主生産品の販路の拡大及び開拓を目指していく。					

(単位：千円)

問題点・課題

- ・区外、区内に拘らず事業所の作業体制や様々な取組における工夫や改善点等の情報共有を行う等、相互に連携して効率的な共同受注体制を整える。
- ・物流拠点及び共同作業場を活用し、大型案件や一事業所では受託が難しいものなど作業所間で協力して作業を行う。
- ・大口の請負が可能であることや、区内外からの信頼を売りにしたPRを行い顧客開拓に努める。
- ・自主生産品について、時代のニーズに合わせた商品開発に関するセミナー開催やイベント参加などを行う。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

	実行時の改善内容	改善内容に関する評価	実行時の改善内容
①	共同作業場を活用することにより大口案件の請負が可能であることを区内外へPRし、顧客開拓に努める。	各作業所が連携をとり、情報共有を行いながら、共同受注を拡大した。	TOSTEP（東京都共同受注窓口）を活用し、作業所間での情報共有及び連携を行いながら、共同受注体制を整えていく。
②	委託業者による経営セミナーを行い、時代のニーズに合わせた販売方法を検討する。	委託業者による経営改善セミナーのほか、就労推進員による自主製品開発勉強会を行い、運営や商品開発について改善を図った。	作業所に対し、自主生産品の売上・利益を向上させる具体策を抽出・選択するための個別相談会を開催する。
③			
他 区 の 実 況	（実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について（就労支援の充実）」 平成28年度9月会議 「就労につなげる障がい者アートについて」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-66		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい者計画等事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	小林・高中		内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-19-01	障がい者計画等事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16	（ 2004 ）	年度	根拠法令等	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を策定し、計画に基づき関係機関・団体等で構成される協議会を設置して、障がい者等への支援体制の整備を図る。						
対象者等	(1) 障がい者、障がい児、医療的ケア児等、障がい児通所支援利用者、難病認定者等 (2) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等						
内容	(1) 計画策定…①～③を一体に、「障がい者総合プラン」として策定 ①障がい者プラン（計画期間6年間）現行期間：令和6～11年度 障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画 ②障がい福祉計画、③障がい児福祉計画（計画期間3年間）現行期間：令和6～8年度 障害福祉サービス(②)・障害児通所支援(③)等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画 (2) 自立支援協議会 地域での障害福祉の支援・連携体制に関する検討・情報共有を行う関係者の協議の場。 平成24年2月に設置、同年3月に初回開催。本会及び4部会4ワーキンググループ活動。						
経過	(1) 計画策定 ①平成12年3月に第1期障害者プラン（計画期間：H12-17年度）策定、現行は令和6年3月策定の第5期。 ②平成19年3月に第1期障がい福祉計画（計画期間：H18-20年度）策定、現行は令和6年3月策定の第7期。 ③平成29年3月に第1期障がい児福祉計画（計画期間：H30-R2年度）策定、現行は令和6年3月策定の第3期。 (2) 自立支援協議会 平成20年度 (1) ②の策定委員会で設置が提案され、設置の検討を開始。 平成29年4月 部会発足（2部会） 平成30年5月 部会の編成（3部会） 令和 3年3月 医療的ケア児等支援部会の設置（4部会） 令和 4年8月 事業者や関係団体等が情報資源を共有できるポータルサイトの運用開始						
必要性	(1) 計画策定：区における障害福祉施策の方針となり、サービス提供体制の確保を図るために必要。 (2) 自立支援協議会：関係者が障がい者等への支援に係る情報を共有し、体制整備を図るために必要。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	自立支援協議会で計画の進捗管理を行い、地域課題の解決に向けて情報や地域資源を把握・共有する。					

(単位：千円)

備考	令和6年度は給与関係費や物件費等が減少しているが、これは、令和5年度に障がい者総合プランを改定したため、策定委員会の運営やプラン印刷などの費用が一時的に発生していたことによる。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	自立支援協議会において、障がい者 プラン等の進捗管理、推進のための 体制整備を図る。	基幹相談支援センターの活動報告や プランの進捗等を確認し、計画の推 進を図った。	引き続き、自立支援協議会におい て、基幹相談支援センターや各部 会の活動報告のほか、プランの進 捗を報告し、計画の推進を図る。
②	関係機関との連携強化や情報共有を 図るために有効な自立支援協議会を 開催する。	地域関係者の協力のもと、自立支援 協議会を開催し、関係機関との連携 強化及び情報共有を図った。	障がいに関わる法令改正等、国や 都の動向を注視しながら、各部会 等との連携を図り協議会の活動を 深める。
③			
他 施 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） (1) 計画策定:22区で実施。 (2) 自立支援協議会: 自立支援協議会は22区で設置		
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-67		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	重度障がい者グループホーム運営 支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	矢部		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-20-01	重度障がい者グループホーム補助事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	交付要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	区内の重度障がい者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。							
対象者等	東京都知事の指定を受け、区内で重度障がい者グループホームを運営する事業者。							
内容	障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。 【補助対象者】東京都知事の指定を受け、区内で重度障がい者グループホームを運営する、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人。 【補助対象経費】重度障がい者グループホームの適切な運営が行われるための人件費のうち、重度障がい者の介助等に必要な非常勤職員の報酬。 【補助対象者（令和7年4月現在）】 東日暮里ハイツ（NPO法人かがやき）、グループホームそれいゆ（一般社団法人ナースプラネット）、町屋生活寮（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）							
経過	平成15年 3月 平成18年10月 平成22年 4月 平成24年12月 平成25年 4月 平成26年 4月 平成28年 4月	補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円） 障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる） 実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更 法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法） 障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化 重度障がい者を受け入れることが可能なグループホームを増やすため、重度障がい者の受入れ人数に応じた補助制度に変更。「荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」制定						
必要性	重度障がい者に対し、地域での日常生活及び社会生活を支援するために、事業者の運営を支援することが必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 延べ利用者数（人）	115	98	120	115	120	各月利用者数（重度障がい者）の合計	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		10,278	10,278	10,766	12,334	12,514	12,334	12,334
決算額（7年度は見込み）		10,278	10,278	10,764	12,334	10,278	12,334	12,334
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	共同生活介護利用者数（人）	-	-	-	-	-	-	-
	共同生活援助利用者数（人）	8	8	10	10	11	11	9
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助	10,278	負担金補助等	運営費補助	12,334	負担金補助等	運営費補助	12,334

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	217	340	123	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	10,278	12,334	2,056	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	43	47	4	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,538	▲ 12,721	▲ 2,183
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,538	12,721	2,183	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,538	▲ 12,721	▲ 2,183
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,538	▲ 12,721	▲ 2,183

備考 行政費用のうち補助費等については、入居する重度障がい者の増加に伴い、補助対象経費である重度障がい者の介助等に必要な非常勤職員の報酬が増加したため増となっている。

問題点・課題 重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、本事業を継続しながら重度障がい者の受け入れが可能な新たなグループホームを開設していく必要がある。
また、グループホームの開設にあたっては民間の新規参入業者の増加や人件費高騰の社会情勢を鑑みながら、補助対象者の拡大や補助額等の見直しの検討を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者には事業周知を行うとともに、他区の状況も踏まえながら制度内容や運用方法の見直しを検討していく。	既存のグループホームにおける重度者の受け入れの可能性について聞き取りを行い、検討した。	引き続き事業周知を行うとともに、既存のグループホームにおける重度者の受入について検討していく。
②	—	—	補助対象経費の補助額の見直しを検討していく。
③			
他区の実況	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 墨田区・練馬区・世田谷区（いずれも運営費補助）		
議会（要質問）	平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」 令和3年度2月会議 「重度障がい者のグループホームの整備について」 令和3年度2月会議 「重度障がい者グループホームの整備について」 令和4年度11月会議 「障がい者グループホームの整備について」 令和4年度2月会議 「重度障がい者の自立支援について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-68		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム 運営支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	矢部		内線	2693
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-20-02	重度身体障害者グループホーム費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援する。						
対象者等	以下の要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人障がい支援区分5又は区分6の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者						
内容	重度身体障がい者グループホームを運営する事業者に対し、運営経費の一部を補助する。 【補助内容】グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 【補助方式】 ①運営費補助金（1施設1年当たり14,638,000円） ②居室維持管理費補助金（入居者用の居室1室1月当たり24,000円） 【補助対象施設（令和7年4月1日現在）】おぐのあかり（NPO法人あふネット）						
経過	平成17年12月 施設予定地を決定 平成18年 1月 東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請 平成18年 4月 許可内示決定 平成18年 6月 建設着工（平成18年12月竣工） 平成19年 1月 事業開始						
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 重度身体障がい者グループホームを設置する事業者に補助を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	
	① 入居者延べ数(人)	60	54	55	60	60	各月の入居者数×実施月数
	②						
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
推進		継続	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援を推進する。				

(単位：千円)問題点・課題

・入居者の入れ替えに伴い補助交付額が変動することから、適切な事業運営が求められるとともに、制度面や運用面において現状に即しているものかどうか適宜見直していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き開設相談者に対し事業の周知を行うとともに他区の状況も踏まえながら制度や運用の内容を見直していく。	本事業の経過について、関連自治体から情報を収集し、本事業の方向性について整理を行った。	既存施設の円滑な運営に資するため、適切に事務を遂行していくとともに、制度面や運用面について見直しを検討していく。
②			
③			
他区の実況	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 新宿区：2カ所 台東区：2カ所 目黒区：1カ所 世田谷区：1カ所 北区：1カ所		
議会（要旨）質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-69		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	親なき後支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	矢部・高橋・田所		内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-21-01	親なき後支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱等					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及び個人別ライフプランの作成支援を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。							
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGHを設置しようとする社会福祉法人等 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人							
内容	【GH設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。基準額：定員1人当たり800千円 補助率：3/4（社会福祉法人等）、1/2（民間企業） 【成年後見制度利用促進】 ①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 ②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申し込に係る事務費及び後見料を助成する。 ③後見人等報酬助成…報酬付与審判での決定額を成年後見人等に対し報酬として助成する。 ④財産管理…成年後見制度開始前に判断能力が低い障がい者の財産管理を代行する。 【個人別ライフプラン作成支援】障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直す個人別ライフプランの作成を支援するためプランナーによる個別相談を実施する。							
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 1月 成年後見制度パンフレットの作成 平成26年 3月 成年後見制度に係る講演会実施 平成26年 7月 荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行 平成27年12月 個人別ライフプラン作成支援事業開始 令和 3年 4月 成年後見制度開始前に判断能力が低い障がい者の財産管理を代行する業務を社会福祉協議会に委託開始 令和 5年 4月 重度障がい者の受入を条件としてGH設置促進事業の対象者を民間企業にも拡大							
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGHは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 個人別ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 区内グループホーム定員数	188	179	183	199	203		
	② 区長申し立て件数（件）	1	1	0	2	3		
	③ 個人別ライフプラン相談件数（累計）（件）	61	85	59	85	93		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進	重点的に推進		障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を多角的に実施する。特にグループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていく。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	グループホーム入居のニーズを把握しながら事業者に対して現状や制度の周知を行い、新設や増設を促していく。	新規開設を希望する相談者に対して区のニーズを提示しながら制度の周知を行った。また、開設相談における手引書を作成した。	福祉業界への新規参入事業者が増えているため、開設相談時は障がい者福祉の理解も含めて適切かつ丁寧に案内していく。
②	成年後見制度だけでなく、緊急事務管理事業も合わせて社会福祉協議会と連携し、周知や案内を行っていく。	成年後見制度だけでなく、緊急事務管理事業も合わせて社会福祉協議会と連携し、継続して周知や案内を行っていく。	引き続き成年後見制度だけでなく、緊急事務管理事業も合わせて社会福祉協議会と連携し、周知や案内を行っていく。
③	特別支援学校だけでなく、障害者団体や支援施設での説明会を行う等、周知活動を強化する。	障害者団体や支援施設に対して、制度に関する資料配布等の周知活動を行った。	説明会だけでなく、弁護士による親なき後問題をテーマにした遺言・相続の講演会を実施し、更なる制度周知を行う。
他区の実況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
況	国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。） 個人別ライフプランの作成支援については、他区での実施は無。		
議会質問（要旨）	平成28年度2月会議 令和3年度2月会議 令和4年度6月会議 令和4年度11月会議 令和4年度2月会議	「障がい者の自立への支援について（グループホームの充実）」 「重度障がい者グループホームの整備について」 「親なき後に対する更なる支援策について（グループホームの充実）」 「障がい者グループホームの増設について」 「重度障がい者の自立支援について」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-70		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	障がい者虐待防止・差別解消事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	沼田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-22-01	障がい者虐待防止・差別解消事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	【虐待防止】 障がい者虐待の防止等の施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資する。 【差別解消】 障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現につなげる。							
対象者等	虐待・差別を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、民間事業者、区役所職員、虐待の通報・差別の相談の担い手としての区民							
内容	【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 ①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む） 【差別解消相談受理・事実確認等の体制整備】 ①相談→②区による事実確認→③関係部署及び関係事業者への助言・指導→④必要に応じて自立支援協議会に付議、改善策等を諮る。 【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等 【広報・普及啓発】 区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。							
経過	平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置 平成25年12月 休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始 平成28年 3月 荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定 平成28年 4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 差別解消相談窓口を障害者福祉課に設置 休日・夜間障がい者差別解消相談受付（コールセンター）委託開始 令和3年4月 講演会の実施を基幹相談支援センターに委託開始 ※委託料は「基幹相談支援センター事業費」に計上 令和6年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化							
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止及び差別の解消は極めて重要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 休日・夜間の障がい者虐待通報受付及び障がい者差別解消相談受付（コールセンター業務）は民間事業者に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 虐待通報受理件数（件）	15	27	28	0	0		
	② 差別通報受理件数（件）	0	0	1	0	0		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進	基幹相談支援センターと連携して、一般企業向けのパンフレット等の作成や講演会の実施などを検討し、普及啓発活動を推進していく。					

(単位：千円)

備	行政収入では、各支出金で虐待防止分に係る地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。
---	--

備考

7	○ 5月付、前月遅延し、理外当、貸付に延び、16万3千円、事業費に付、5月付に、前月遅延、改訂を行き、改訂に
---	--

問 ○虐待・差別通報受理件数が増加傾向であるため、事業者などに虐待防止・差別解消の啓発を行う必要があ

題 6。

三

18

課 題

題	
---	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む	令和6年度に実施した	令和7年度以降に取り組む
--	------------	------------	--------------

[illegible]

	資料No.00000000	資料No.00000000	資料No.00000000
	其の相談支援センターと制度に関する	其の相談支援センターと情報共有	引き続き其の相談支援センターと

引と統と塞幹相談又援セフターと情報共有
連携を行い、制度の周知や講演会

① 現状の課題を共有し、講演会の内容に盛り込む。

[illegible]

--	--	--	--

②			
---	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

③			
---	--	--	--

--	--	--	--

[illegible]

他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
---	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

法定事業

況

夫	
---	--

況議 平成29年度2月会議 「障害福祉サービス内容について周知徹底するとともに、障がい者への差別と偏見の解

（会）消について必要な手立てを講じること。」

要旨

問

状	
---	--

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-71		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	増田		
			担当者名	森泉	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	相談事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。							
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者							
内容	【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ、適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子ども家庭部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。 【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。 【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。							
経過	昭和48年 6月 事業開始 平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。 平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。 平成22年 4月 相談事業を拡大するため、心理職2名を配置した。							
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ・相談は、心理職、福祉職、看護師が受ける。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 一般相談及び医学相談（件）	667	1,302	1,493	1,520	1,860		
	② 心理相談（件）	273	463	597	550	600		
	③ 各自主活動回数（回）	27	49	50	50	48		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業を推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用については、相談業務であるため、給与関係費（非常勤職員人件費、嘱託医報酬）が多く、6年度は前年度設置した障害児相談支援事業所の運営や相談業務の待機時間の解消に向けた職員配置に伴い給与関係費が増加している。行政収入は、地域生活支援事業費等補助（国庫・都補助分）を受け入れている。
----	--

より多くの相談に応じるために、他機関との連携を引き続き強化していく必要がある。検温や消毒、換気などの感染症対策に配慮しながら、事業を継続していく。

令和5年度から、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定を受け事業を開始したことにより、一般相談及び心理相談の件数が増加しているため、多様なニーズに応じたサービスを提供していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	医療機関や関係機関との連携をより細やかに行っていく必要がある。	医療機関及び関係機関との連携を緊密に行った。	引き続き、医療機関や関係機関との連携をより緊密に行っていく必要がある。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
況 議会(要旨)	平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-72		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	機能訓練事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	森泉		内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-02	機能訓練事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・リハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。						
対象者等	・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く）						
内容	【地域活動支援センターⅡ型事業】 肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を実施（定員8人） ・肢体不自由：不定期 言語：月・水 午後 2コース／週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース／週 中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施 ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後						
経過	昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。 平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。 平成18年 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。 平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。 平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。 平成27年 言語訓練グループ利用者が自主グループで活動を開始し、一部利用者が移行した。						
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 各訓練ごとに、専門職がチームを組み支援を行っている。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 訓練在籍実人数（人）	86	84	61	70	120	
	② 高次脳機能障がい者在籍実人数（人）	15	15	12	15	18	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	障がい者の日々の生活の充実及び生活力の向上を図る事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用について、給与関係費は担当訓練士等を増員したことなどから増加した。行政収入は、地域生活支援事業費等補助(国庫・都補助分)を受け入れている。
----	---

問題点・課題	高次脳機能障がいにて特化したグループ訓練を行っていることや病院でのリハビリ期間の制約などにより、地域でのリハビリの需要が存在する。こうした需要に応えていくため、人的な確保と場所の確保が課題となっている。40代から50代の現役世代の利用者が増えており、職場復帰への対応が求められている。 また、訓練後の地域生活での受け皿をさらに充実させていく必要がある。高次脳機能障がいの方の障がいの特性は個別的であり、丁寧に対応していく必要性がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	職場復帰や社会参加への対応を行っていく。	職場復帰や社会参加に向けて、利用者のニーズに合わせた訓練を行った。	利用者のニーズに合わせた訓練を行い、職場復帰や社会参加への対応を行っていく。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	平成21年決算特別委員会 「高次脳機能障がい者に対する支援について」 平成21年度11月会議 「高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-73		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	児童発達支援等事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	山口		内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-03	児童発達支援等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成				
目的	障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力の向上及び、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。						
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童発達支援：0才～就学前						
内容	児童発達支援 定員 午前：25名 午後：25名 ○親子療育： 発達に課題のある2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 ○親子分離療育： 発達に課題のある3～5才児に対して発達段階に応じ小集団の中で生活動作、個別指導を含めた支援を行う。 ○課題中心の療育： 発達に課題のある3～5才児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 ○訓練療育： 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 ○早期療育： 外部講師による専門的な療育「音楽療育」「運動療育」「リトミック」を開催する。 ○セラピープログラム： 情緒面や行動面、対人関係などに課題のある乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○学齢児セラピープログラム： 学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 ○家族支援： 家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。						
経過	昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年 4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 平成18年 4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 平成19年 4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年 4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年 4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在学児への機能訓練事業を実施。 平成24年 4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。 平成29年 4月 心理士常勤1名増。家族支援「ペアレントトレーニング」を同年度より実施。 令和 5年 4月 保育所等訪問支援・障害児相談支援を実施。 令和 6年10月 児童発達支援センターとなる。給食開始。						
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、保護者へのさまざまなサポートも必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 個別プログラムに基づき療育活動を実施している。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間延べ利用者数（人）	5,240	5,669	5,041	6,000	7,200	
	② 児童発達支援実利用人数	194	198	198	220	250	
③ 保育所等訪問支援利用者数	0	3	5	15	25		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	0～18歳までの相談や就学前までの療育の充実について検討を進め、より一層の療育環境の整備を図る必要があるため、重点的に推進する。					

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		2,261	2,541	2,737	5,610	9,061	15,628	33,388
決算額（7年度は見込み）		1,893	1,877	2,119	5,436	8,480	14,339	33,388
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	年間延べ利用者数(人)	5,925	4,695	4,930	5,240	5,669	5,041	6,000
	児童発達支援実利用人数（人）	212	195	198	194	198	165	220
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬、手当等	会計年度職員報酬等	6,337	報酬、手当等	会計年度職員報酬等	11,685	報酬、手当等	会計年度職員報酬等	29,324
報償費	療育支援講師	1,117	報償費	療育支援講師	1,163	報償費	療育支援講師	1,538
旅費	職員旅費	96	旅費	職員旅費	494	旅費	職員旅費	959
需用費	消耗品等	449	需用費	消耗品等	491	需用費	消耗品等	540
役務費	郵便料療育支援講師	331	役務費	郵便料療育支援講師	386	役務費	郵便料療育支援講師	582
委託料	腸内細菌検査委託料等	150	委託料	腸内細菌検査委託料等	121	委託料	腸内細菌検査委託料等	153
						備品購入費	知能検査一式等	292
(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	80,630	83,990	3,360	地方税等	0	0	0
	物件費	1,026	1,491	465	国庫支出金	156	156	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	78	3,904	3,826
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,117	1,163	46	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	38,714	43,213	4,499
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	38,948	47,273	8,325
	賞与・退職給与引当金繰入額	14,757	10,242	▲ 4,515	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 58,582	▲ 49,613	8,969
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	97,530	96,886	▲ 644	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 58,582	▲ 49,613	8,969
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 58,582	▲ 49,613	8,969
	備考	行政費用「給与関係費」の増は、職員の増員による。行政収入の増は、区市町村発達検査体制充実緊急支援事業補助金・地域生活支援事業費等補助(国庫・都補助分)の受け入れ及び利用者増加に伴う障害児通所給付費（児童発達支援・保育所等訪問支援）の増による。						
問題点・課題	○児童発達支援センター化し、地域支援、療育の充実を図る中での保育士及び、専門職の人材育成や確保を進めていく必要がある。							
問題点・課題の改善策								
	令和6年度に取り組む具体的な改善内容		令和6年度に実施した改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	保育所等訪問支援事業で支援を通して、保護者の不安解消や地域と連携を図っていく。		多職種による支援体制の強化を図り、相談実績を充実させた。			食育を見直し、アレルギーの適切な対応、医療ケア児の安全な食の提供、個々にあった食具を使い提供、対応する。		
②	改修工事がたんぼぼセンター内に行われるため、今まで以上に打ち合わせをしっかりと行い、安全、安心な支援を提供する。		工程の確認や事前対応をしっかりと行った。危険を伴う所は仕切りや部屋を移動することで安心の提供ができた。			－		
③								
他区の実況	(実施	22区	未実施	0区	不明	0区)		
議会(要旨)質問状	令和3年度11月会議 令和4年度6月会議・11月会議・決特 令和6年決特		「子育て支援について」 「児童発達支援センターの設置」 「たんぼぼセンターの機能拡充について」 「たんぼぼセンターの児童発達支援センター化について」					

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-74		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	森泉		内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-04	障害者地域自立生活支援センター事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠法令等	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。						
対象者等	区内で生活支援を必要とする心身障がい者						
内容	①資源を活用するための支援 ②社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナー、高次脳機能障がい講演会を実施する。 ③ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する相談や、個別的援助・支援に関する相談を実施する。 ④専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、就労移行支援事業所、ハローワーク、医療機関並びに保健所等の機関を紹介する。						
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年 2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年 4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法）						
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。職員1人と相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① ピアカウンセリング件数（件）	13	14	9	15	20	
	② 自立支援セミナー開催回数（回）	5	5	5	5	5	
	③ 自立支援セミナー延べ参加者数（人）	89	67	60	75	80	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続					
		地域で生活する障がい者に必要な支援を継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち給与関係費の増加は、担当職員の職員手当等の増などによる。行政収入は、高次脳機能障害者支援促進事業補助金及び地域生活支援事業費等補助(国庫・都補助分)を受け入れている。
----	--

問題点・課題	セミナーの内容の質の向上に努め、社会資源の活用や自立した地域社会での生活力を高めることにより、生活の質の向上のための支援につなげていく。 令和7年度は、視覚障がい者を対象としたオンライン決済アプリの利用に関するセミナーや、全ての世代で参加できるバリアフリービクス体験などを開催するが、今後も利用者のニーズに応じたセミナーを開催していく必要がある
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	様々なセミナーを実施し、障がい者の生活の質の向上を図る。	障がいの特性やニーズに応じた様々なセミナーを実施した。	引き続き、様々なセミナーを実施し、障がい者の生活の質の向上を図る。
②	当事者や家族、関係者の興味のある高次脳機能障がい講演会を実施する。	高次脳機能障がいに関する本を執筆し、大手企業や教育での講演を多数行う著名な講師による高次脳機能障がい講演会を実施した。	引き続き、当事者や家族、関係者の興味のある高次脳機能障がい講演会を実施する。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-77		戦略プラン	☒ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☒ 人事	
事務事業名	医療的ケア児等支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田	
			担当者名	高中・小林・中筋		内線	2681・2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-19-02	医療的ケア児等支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☒ 6年度） ☒ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	令和 3	（ 2021 ）	年度	根拠	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	人工呼吸器を装着するなど日常生活で医療を要する状態にある医療的ケア児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という）が地域において安心して生活を営めるよう、荒川区障害者基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置するなど、支援体制の構築や充実を図る。							
対象者等	(1) 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等 (2) 医療的ケア児等とその家族							
内容	(1) 医療的ケア児等支援協議会…地域での障害福祉の支援・連携体制に関する検討・情報共有を行う関係者の協議の場。令和3年2月に設置、同年10月に初回開催。 (2) 医療的ケア児等とその家族への支援…令和4年度開始。 ①医療的ケア児等地域コーディネーター：医療的ケア児等地域コーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、医療的ケア児等をそれぞれの発達段階や状態に応じて、病院や訪問看護ステーション、幼稚園・保育園や学校、福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、サポートする。 ②医療的ケア児等家庭家事サポート事業：医療的ケア児等と暮らすきょうだいがいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、きょうだいが保護者とふれあう時間等を確保できるように支援する。							
経過	平成28年6月 国が示す基本方針に基づき荒川区障がい児福祉計画に目標設定。 令和 3年2月 荒川区医療的ケア児等支援協議会設置 令和 3年4月 障害福祉サービス等報酬改定（医療的ケア児等支援を強化） 令和 3年6月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が交付、9月に施行 令和 4年4月 医療的ケア児等地域コーディネーターを期間相談支援センターに配置 令和 4年5月 医療的ケア児等家庭家事サポート事業実施 令和 6年4月 医療的ケア児等家庭家事サポート事業の利用回数を変更（2回/週で3h/回まで→26h/月）							
必要性	(1) 医療的ケア児等支援協議会：関係者が医療的ケア児等及びその家族への支援に係る情報を共有し、体制整備を図るために必要。 (2) 医療的ケア児等とその家族への支援：地域で安心して生活するための支援として必要。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） (2) 医療的ケア児等とその家族への支援：①コーディネーター配置を（社福）ソラティオへ、②ホームヘルパー派遣を指定居宅介護事業者または家事代行サービス事業者へ委託。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 医療的ケア児等地域コーディネーターへの相談延べ件数（件/年）	609	414	413	756	804		
	② 医療的ケア児等家庭家事サポート事業登録者数	10	11	11	12	30		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進	重点的に推進		医療的ケア児等の支援については、関係機関等と協議・検討を行い、充実を図る。					

(単位：千円)

備考	行政費用は主に物件費が占めており、医療的ケア児等地域コーディネーターや家庭家事サポート事業の委託料によるものである。行政収入は主に、区市町村在宅療養推進事業補助金（都）及び児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（国）を受け入れている。
問題点・課題	①協議会において、各関係機関との連携を強化し、医療的ケア児等への支援体制の充実を図る必要がある。 ②①医療的ケア児等とその家族への支援において、各部署や事業所等で支援する医療的ケア児等について、互いに情報共有・連携を図って必要な支援につなげる必要がある。 ③医療的ケア児等と暮らすきょうだい児のいる家庭があるものの、事業の登録に至っていないケースが多いため、重点的に周知を行い、事業の利用を促す必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	部会の活動を中心に、医療的ケア児等への支援体制について、課題解決に向けた検討を行う。	医療的ケア児等支援部会において把握した課題を踏まえ、医療的ケア児等とその家族へ向けた事業周知用のガイドを作成した。	医療的ケア児等への支援における課題について、部会の活動を中心に解決に向けた検討を行う。			
②	支援体制や連携体制の強化のため、コーディネーターを周知するとともに、部会等の活動を積極的に行う。	医療的ケア児等支援部会の活動等を通じ、コーディネーター及び関係機関等との連携を深めた。	支援体制や連携体制の強化のため、コーディネーターを周知するとともに、部会等の活動を積極的に行う。			
③	新規事業者が滞りなく事業を行えるようサポートするとともに、新規利用者の確保に向け制度の周知を行っていく。	新規事業者からの問合せについて、迅速かつ適切に対応し、滞りなく事業を行えるようサポートした。	新規利用者の確保に向け、ケースワーカーと連携を取り制度の周知を図る。			
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） (1) 医療的ケア児に係る協議会は22区設置。 (2) 医療的ケア児等とその家族への支援：在宅レスパイト事業や併行通園の促進など22区で実施。					
議 会 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和2年文教・子育て支援委員会「医療的ケア児への保育サービスの提供、在宅育児支援について」 令和元年度2月会議、令和2年予算特別委員会、令和3年度2月会議、令和4年予算特別委員会、令和5年福祉・区民生活委員会、令和6年予算に関する特別委員会「医療的ケア児への支援について」 令和2年決算特別委員会「災害時の医療的ケア児に対する電源確保等の支援について」					

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-05-78		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	障害福祉サービス人材確保事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	増田
			担当者名	対馬・塚越		内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-08	障害福祉サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 6	（ 2024 ）	年度	根拠	荒川区障害者同行援護及び行動援護従事者養成		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	研修受講料助成金交付要綱等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	【研修受講料助成事業】障害者に対する同行援護に従事する者を養成する研修等の受講料を助成することにより、区内の障害福祉サービスを行う従業者の確保を図ることを目的とする。 【相談支援事業所体制整備補助事業】補助金を交付することにより障害者（児）の相談支援体制を整備し、包括的支援体制の推進を図ることを目的とする。						
対象者等	【研修受講料助成事業】区内事業所にて3か月以上従事し、研修に対応するサービスの提供実績が1回以上ある者等 【相談支援事業所体制整備補助事業】区内指定特定相談支援事業所（区立除く）						
内容	【研修受講料助成事業】 区内の同行援護事業者、行動援護事業者又は移動支援事業者の従業員に対し、同行援護に従事する者を養成する研修（同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、介護初任者研修、知的障害者移動支援従事者養成研修）の受講料を1研修につき、テキスト代、実習費及び消費税含む50,000円を上限とし助成する。 【相談支援事業所体制整備補助事業】 区内の指定相談支援事業所に対し、以下の補助を行う。（いずれも補助上限あり） ・増員補助 常勤・専従の職員を新規雇用しサービス提供を行った場合、20,000円／件補助 ・新規開設・新規借り上げ補助 新規開設・新規借り上げをした場合、24,000円／月補助 ・協働体制補助 複数事業所と協働体制を確保した場合、常勤・専従の職員1人につき20,000円／月補助						
経過	令和6年3月 第5期荒川区障がい者総合プラン策定 （基本理念等に基づく施策の一つとして同行援護、行動援護及び移動支援に係る人材の確保・育成と質の向上に努めることを規定） 令和6年4月 荒川区障害者同行援護従事者養成研修等受講料助成金交付事業施行 令和7年4月 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付事業施行						
必要性	障害福祉サービス利用者数の増加に伴い、希望する時間帯での利用が困難になるなど、サービス提供事業者や従業者の不足が課題であり、従業者の人員確保と人材育成が急務となっていることから、本事業の必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 研修受講料助成対象者数			8	20	20	
	② 相談支援事業所体制整備補助対象者数				11	10	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進	推進	障害福祉サービス利用者数の増加に伴い、希望時間帯での利用が困難になるなど、サービス提供事業者や従業者の不足が課題であり、従業者の人員確保と人材育成が急務となっているため、継続して推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち補助費等は研修受講料の助成金となり、令和6年度から事業を実施しているため経費が発生した。また、行政収入は都から障害者施策推進区市町村包括補助金を受入れている。
----	--

問題点・課題	・利用者ニーズに適切に対応するために、事業者の人員確保と人材育成が急務となっていることから、本事業が積極的に活用されるよう、事業の早期定着に努める必要がある。 ・利用者ニーズの傾向、サービス提供事業者や従業員の実態を把握し、本事業対象外の研修についても、障害福祉分野の成り手不足の解消につながる助成を検討していく必要がある。 ・相談支援事業所の人材確保に取り組みやセルフプランの解消、及びサービスの質の向上が求められている。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	研修受講料助成事業について、区内事業者等に対し広報を行い、積極的な活用を促す。	荒川区福祉倶楽部及びHPにて、幅広く本事業の広報を行った。これにより、問合せを受ける機会や申請に繋げることができた。	本事業の活用を促すため、定期的に区報掲載を行う等して、より多くの方に関心を持ってもらえるよう周知していく。
②	様々な機会において利用者ニーズの傾向、事業者や従業員の実態を把握し、必要に応じて研修受講料助成の在り方を検討する。	利用者の要望を受け、本事業の必要性を再確認した。新たな成り手の確保のため、庁内連携を図り、チラシの配付を行った。	引き続き、実態に即した事業運営ができるよう、必要に応じて助成の在り方を検討し、見直しを行っていく。
③	—	—	相談支援事業所体制整備補助事業について、区内事業者に事業活用を促し、相談支援体制を充実させていく。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 【研修受講料助成事業】港区、豊島区、目黒区、台東区、文京区 【相談支援事業体制整備補助】品川区		
議会（要旨）	令和5年9月決算特別委員会 視覚障がい者のガイドヘルパーの不足について		